

平成27年度調査報告

性的マイノリティ支援にかかる課題の整理

神奈川県政策研究・大学連携センター 飯島 幸子 岸本 真祐
中村佐知子 村上 浩幸

【要 旨】

1. 性的マイノリティの人々は、周囲の人々の無理解や偏見などから日々の生活の中で様々な困難を抱え、孤立している場合が多い。自治体における具体的な性的マイノリティ支援の取組みは一部にとどまり、総じて進んでいない。

そこで自治体が支援すべき課題を洗い出すため、①学校、②会社等、③日常生活の大きく3つの生活場面において、「性的指向が同性（両性）にある場合」と「身体上の性と自認する性が一致しない場合」とに分け、性的マイノリティが抱える課題について整理した。また、それらに共通する課題としては「無理解・誤解や偏見・差別的な課題」がある。

2. ①学校、②会社等、③日常生活に共通することとして、男女別に規定されているトイレや更衣室等の設備の利用や制服等の服装規定については、当事者が希望する性別に配慮した対応が考えられる。また、②会社等では当事者の就業希望者に対し、外見上の性別などに捉われない評価・採用に配慮することや、当事者の従業員や顧客に対し、福利厚生や商品・サービスの対象等を拡大させるなどの対応が、③日常生活では、同性カップルであっても婚姻関係にある者と同様の配慮をすることや、福祉施設などで本人の希望する性による対応を可能とするような対応が考えられる。

3. 無理解・誤解や偏見・差別的課題への対応としては、①普及啓発により理解を広めたり、②相談窓口や交流拠点を整備することなどが考えられる。広域自治体としては、当事者を支援する姿勢を示しながら普及啓発を図り、市町村や支援団体等とも相談事例の情報共有や相談員の研修の実施等で連携・協力を深め、支援体制を強化していくことで、より効果的な支援を行える環境をつくる役割が考えられる。

4. また、国内自治体の既存の取組みを参考とすると支援のアプローチの仕方は様々であり、①同性カップルの生活支援に着眼した取組み（パートナーシップ支援型）、②「内なる要因」を抱える当事者への支援に着眼した取組み（よりそい型）、③性的マイノリティに対する差別や偏見を無くすための意識啓発に着眼した取組み（意識啓発型）の大きく3つのタイプに分けられる。

行政はタイプ別に取組みを行うだけでなく、それらを組み合わせることで、より有効な取組みとなり、そうした取組みが広がっていくことで人々の理解も広まることを期待できる。

5. 「性自認」や「性的指向」は本人の意志で決められるものではない。それが生物学的な男女の別を前提とした社会において「違い」とみなされ、それを理由に偏見に基づいた心理的、経済的、社会的不平等や不利益を強いることは「差別」になる。このような性的マイノリティへの「差別」をなくし、具体的な支援につなげるためには、「LGBTフレンドリー」という考え方を普及することが効果的だと考えられる。

性を含めた多様性や人権を尊重する社会の実現のためには、一人ひとりがお互いの「違い」を一つの個性として受け止めて認め合うことが重要である。自治体は、そのような社会の実現に積極的に取り組む必要がある。

目 次

はじめに

第Ⅰ章 性的マイノリティの抱える課題と支援の重要性

- 1 「性的マイノリティ」とは何か
- 2 性的マイノリティの抱える課題
- 3 自治体、支援団体等による積極的な支援の必要性・重要性

第Ⅱ章 性的マイノリティ支援の方向性

- 1 生活場面ごと等からみた対応策の整理
- 2 自治体、支援団体等による対応策の整理

まとめ

(参考1) 性的マイノリティに対する取組みの現状 (県内、国内)

(参考2) 性的マイノリティに対する取組みの現状 (海外)

主要参考文献

はじめに

昨今同性愛や性同一性障害などの性的マイノリティを支援する動きが活発になってきている。自治体では、東京都渋谷区と世田谷区の同性パートナーシップを公的に認める取組みに注目が集まり、企業においても当事者に配慮した社内制度や、当事者向けのサービス・商品を新たに提供するなど、性的マイノリティの従業員や顧客に対応する動きが相次いでいる。

また、性的マイノリティの法的権利に関しては、性同一性障害者については、平成16年7月に「性同一性障害者特例法」が施行されているが、同性愛者については2015年6月、アメリカの連邦最高裁が同性婚を憲法上の権利として認め合法化されたように、欧米諸国を中心に法制度の拡充が図られているものの、日本はそうした動きからは遅れを取っている。

都道府県や市町村は、男女共同参画施策、あるいは人権施策に性的マイノリティへの対応を盛り込んではいるものの、具体的な支援策については活発であるとは言い難い。本県も、個々の施策での実施の実績はあるものの一定の方向に沿った体系的な取組みはなされていない状況にある。

そこで本稿では、まず性的マイノリティの人々が実際にどのような課題を抱えているかについて、学校、会社等、日常生活の3つの生活場面、また、それらに共通する無理解・誤解や偏見・差別の観点から課題を整理した。そして、それら課題への対応策を検討し、国内外の取組状況を俯瞰しながら、性を含めた多様性や人権を尊重する社会の実現のため、自治体における今後の性的マイノリティ支援の方向性を示したい。

第 I 章 性的マイノリティの抱える課題と支援の重要性

1 「性的マイノリティ」とは何か

人々は生まれた時の身体的特徴により男性か女性かに区別され、男性は女性を、女性は男性をというように恋愛対象として異性を選ぶと考えられてきた。しかし、中には生まれ持った性別と自認する性別が異なっていたり、恋愛の対象が同性であるなど、必ずしもそうではない場合がある。そのような人々のことを性的マイノリティという。

性は、①身体の性別¹、②性自認、③性的指向の3つの側面から捉えることができる。

図表 I-1：性を捉える3つの側面

身体の性別	生物学的に男か女かを指すもの。
性自認	「自分は女／男である」など、個人が自認する性別のこと。
性的指向	恋愛感情や性的欲望が主にどの性別に向いているかを示すもの。

先に述べた男または女の性として考えられてきた特徴をこの3つの側面に照らしてみると、例えば「身体の性別」「性自認」が男で「性的指向」が女、「身体の性別」「性自認」が女で「性的指向」が男となるが、性的マイノリティの場合は「身体の性別」と「性自認」が一致しないことや、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている。

この性的マイノリティのカテゴリーを表すときの言葉として「LGBT」がある²。LGBTとは、「レズビアン (Lesbian)」、「ゲイ (Gay)」、「バイセクシュアル (Bisexual)」、「トランスジェンダー (Transgender)³」の4つの言葉の頭文字を合わせた言葉で、このうちLGBは主に性的指向を元に分類、Tは性自認を元に分類している。国内の7.6%、約13人に1人がLGBTに該当すると報告されている⁴。

1 身体上の性別が男女いずれかにはっきり区別できない状態（性分化疾患）である場合もある。

2 「かながわ人権施策推進指針（改定版）」では、性的マイノリティについて「同性愛者、性同一性障害者や自己の性別に不快感を感じる人、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人」としているが、本稿では、性的マイノリティの総称として一般的に広く使用されている「LGBT」という表現を使用している。このほかにも、性分化疾患（DSD、出生時のからだの性別が男女いずれかにはっきり区別できない状態）、Xジェンダー（性自認を男性・女性のいずれかとは認識していない状態）など様々なセクシュアリティが存在する。

3 トランスジェンダーのうち、性別適合手術など医療行為を受ける場合の医学的な診断名を「性同一性障害」という。ただし、性別違和を覚えるすべての人が治療を望むわけではなく、「自認する性別として社会生活を送れるのなら、身体への違和感と折り合える人もあり、その程度はさまざまである。」（共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク「セクシュアル・マイノリティ白書2015」）

4 電通ダイバーシティラボ「LGBT調査2015」。全国69,989人を対象に調査を実施。

図表 I-2 : LGBTとは

L (Lesbian)	性自認が女性で、性的指向が女性の人のこと。
G (Gay)	性自認が男性で、性的指向が男性の人のこと。
B (Bisexual)	性的指向が異性の場合も同性の場合もある人、あるいは相手の性別にこだわらない人のこと。
T (Transgender)	身体の性別と性自認が一致しないという感覚（性別違和）をもっている人のこと。

2 性的マイノリティの抱える課題

性的マイノリティの当事者は、周囲の人々の無理解や偏見などから日々の生活の中で様々な困難を抱えている。学校や就業先での出来事をはじめ、地域社会や各種サービスを利用しようとする際など、生活場面のあらゆる場面で直面する困難から生きづらさを感じている場合が多い⁵。

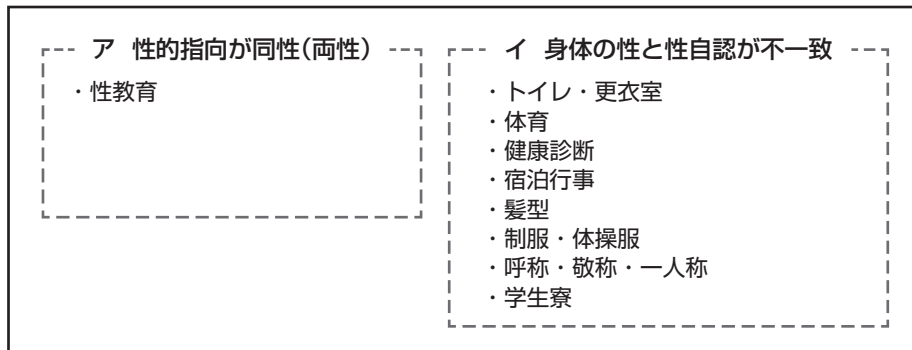
また、性的マイノリティのうち、「性的指向が同性（両性）にある場合」と、「身体上の性と自認する性が一致しない場合」とでは、抱えている困難が異なっている。

そこで本稿では（1）学校、（2）会社等、（3）日常生活の3つの生活場面において当事者が直面する困難を抽出し、「性的指向が同性（両性）にある場合」と「身体の性と性自認が不一致の場合」の、それぞれの状況で抱える課題を分類する。

その上で、それらの困難を生じさせている共通の要因として考えられる「（4）無理解・誤解や偏見・差別的課題」について整理する。

5 ゲイ・バイセクシュアル男性に対するインターネット調査では、全体の65%が自殺を考えたことがあると回答しており、うち15%前後は実際に自殺未遂の経験があるとしている。（「厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業 ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2」日高庸晴ほか（2007））

図表 I-4：学校における課題



(2) 会社等

次に会社等においては、次の事項が課題として考えられる。

ア 性的指向が同性（両性）にある場合

同性同士のカップル（以下「同性カップル」という。）でパートナーがいても、民法上の婚姻関係がなく、事実婚ともみなされないため、夫婦であれば利用できる勤務先の福利厚生の対象とならない場合が多い。

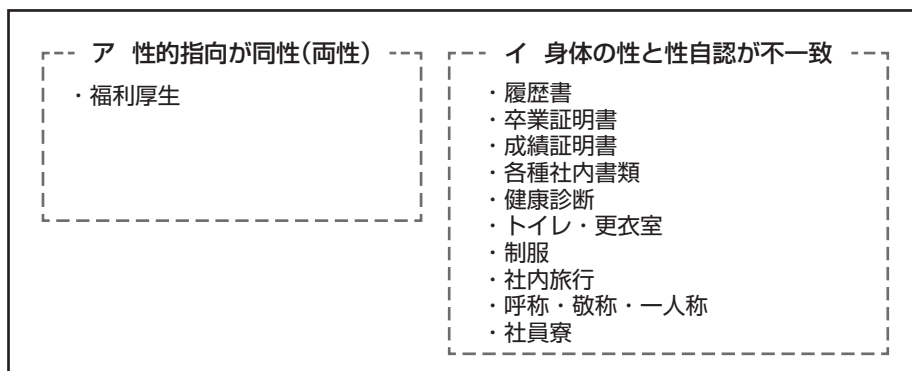
イ 身体の性と性自認が不一致の場合

会社等の場面で考えられる困難としては、就職活動の際の問題と就業後の職場での問題に分けられる。

就職活動時に提出する履歴書や卒業証明書などに記載される戸籍上の性別と、本人が自認する性別が異なる場合、その事実を明らかにすることや、見た目の性別が異なることなどによって、採用の対象とされなくなる場合があり、就職に不利となる。

就職することができたとしても、学校の場合と同じく、トイレや更衣室などの施設の使用や、服装、社内行事など、男女別に規定されていることについて困難を感じることとなる。

図表 I-5：会社等における課題



(3) 日常生活

そして、日常生活では、次の事項が課題として考えられる。

ア 性的指向が同性（両性）にある場合

日常生活の場面で考えられる困難としては、同性カップルが、民法上婚姻が認められていないために、婚姻関係であれば親族としてなし得る手続きが達成されないことに起因する困難が挙げられる。

例えば同性カップルが共に生活していこうとする場合に、差別や偏見から不動産業者の理解が得られず住居が借りられないことや、医療機関でパートナーが入院した時に、親族ではないとして説明を受けられなかったり、面会謝絶時に面会できなかつたりすることや、親族間で割引サービスを受けることができるいわゆる「家族割引」、生命保険の受取人など、親族となれないことで手続きに困難を感じていることがある。

災害時の避難施設では、家族単位でスペースが割り当てられるため、同性パートナーと同じスペースで避難生活を送ることに理解を得られないことや、パートナーの所在を確認しようとしても親族でないことを理由に情報提供を拒まれるといった事例がみられた⁶。

また、DVシェルターについては、同性カップル間で暴力を受けた場合、保護を求めても、相談員が性的マイノリティである被害者からの相談に対応したことはないなど、相談があっても十分な対応ができない⁷、同性カップル間の暴力が配偶者や事実婚の場合と同様の問題と考えられず対応に消極的となる、などの理由で受入れられないなどのケース⁸がある。別の調査では、保護を受けることができたとしても、シェルターにおいて担当者が違和感を抱いたり、どのように対処したらよいか困惑するといった内容の回答があった⁹。

イ 身体の性と性自認が不一致の場合

福祉施設において男女別のケアを受ける場合や、災害時の避難施設などで戸籍上の性別によって支援などを受ける場面においても困難を感じることもある。

また、様々な手続きをする際の書類に性別を記入する場合、困難を感じることもなる。

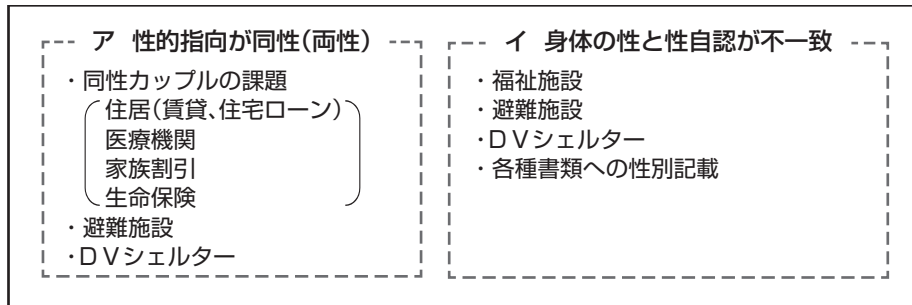
6 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第2版）」

7 内閣府「配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査」

8 同性のパートナーから暴力を受けたとする女性からの申し立てを受け、裁判所が配偶者暴力防止法に基づく保護命令を片方の女性に出しているケースもある。（日本経済新聞（平成19年8月31日）掲載）

9 北仲千里「あらゆる性別を包括するドメスティック・バイオレンス政策への課題」

図表 I-6：日常生活における課題



(4) 無理解・誤解や偏見・差別的課題

また、3つの生活場面における課題を生じさせている共通の要因として、無理解・誤解や偏見・差別的課題がある。

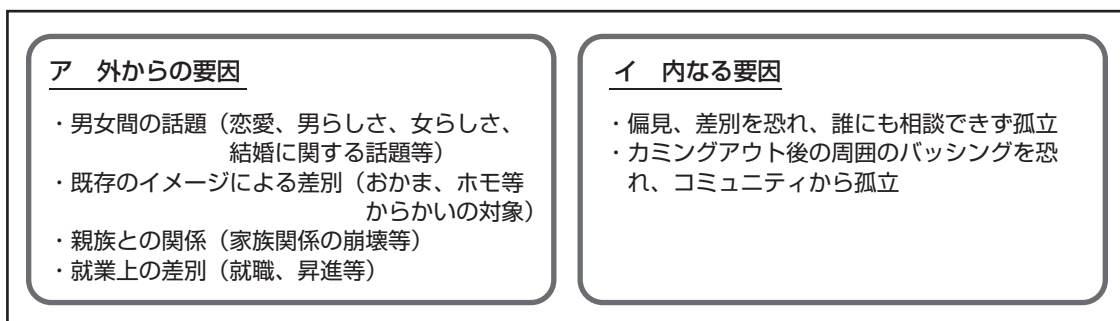
多くの人々は性的マイノリティについて知識を持っておらず、身体上の性別による異性愛を前提として、男(女)はこうあるべきといった固定観念のもと生活をしており、そこから生じる言動が当事者に生きづらさを感じさせる要因となっている。

また、いわゆる「オネエ系」といったタレントの存在などが、性的マイノリティを揶揄するイメージとつながり、笑いやからかいの対象とするような雰囲気となることで、意識的にも無意識的にも当事者を追い詰めている場合がある。

これらの課題は、性的マイノリティ全般にわたるもので、当事者を取り巻く人々の無理解・誤解や偏見・差別に起因するものである。

そこで無理解・誤解や偏見・差別的課題のうち、周囲の人々の無知や誤った認識による言動から受ける困難を「外からの要因」として、性的マイノリティ当事者が心理的に抱える問題を「内なる要因」として整理すると次のとおりとなる。

図表 I-7：無理解・誤解や偏見・差別的課題



ア 外からの要因

例えば学校や職場などでの恋愛や結婚に関する話題は、異性愛であることがあたりまえのようになっており、当事者にとっては苦痛となる。

また、マスコミなどによる、性的マイノリティを揶揄するイメージから、「ホモ」、「おかま」といった当事者からすると差別となる言葉が使われることや、カミングアウトしたものの親族の理解が得られず、家族関係がうまくいかないなどといったことがあげられる。

また、偏見から、会社等においては就職活動が不利となったり昇進ができなかったりする場合もある。

イ 内なる要因

性的マイノリティ当事者は、生活をしていく中で「外からの要因」を避けるために、自分が当事者であることを隠していたり、誰にも相談できず、悩みを抱え込んだ状態であったり、カミングアウトをした場合でも周囲から受け入れられなかったりするなど、孤立している場合がある。

このように、性的マイノリティが抱える課題は、様々ある。この中には、住民一人一人の意識の変革や、学校や職場など関係当事者の対応で解決可能な課題も相当程度みられるが、例えば同性カップル間の遺産相続の問題など、法整備等が行われないうえに、現実的には解決が難しいものもある。そうした点については、第Ⅱ章で改めて整理することとする。

3 自治体、支援団体等による積極的な支援の必要性・重要性

2014年7月、国連人権委員会は日本に対し、①LGBTの人々に対する啓発活動の強化、②LGBTの人々に対する差別・偏見等の防止措置、③自治体レベルでの同性カップルに対する公営住宅の入居要件の緩和、等について勧告を出している¹⁰。このように、世界的にも日本国内の自治体による性的マイノリティ支援の取組みが求められているところであ

10 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>)

市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条1(b)に基づく第6回政府報告に関する自由権規約委員会の最終見解(2014年7月24日)

「性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定観念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。また、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。」

る。

また、当事者が性的マイノリティであると自覚した時期については、小学校高学年から高校までにかけて集中しており、そのことを打ち明けた相手としては、両親や担任の教師、養護教諭といった大人世代ではなく、同世代の友人が多い状況¹¹にある。

この背景の一つには、子どもは、一番信頼できる存在でいてほしいと思っている大人に打ち明けることで、これまでの関係が壊れたり、拒絶されることを恐れていることが考えられる¹²。

その一方で、「誰にも話していない」と回答した人が4割もおり、その主な理由として、「理解されるか不安だった」「話すといじめや差別を受けそうだった」と、周囲の反応に対する不安が大きいことが分かる。

実際に、小学校から高校までの間に身体的暴力、言葉による暴力、性的な暴力、無視・仲間はずれのいずれかを経験した人は7割近くおり¹³、その半数が誰にも相談しない状況にあった¹⁴。いじめや暴力により、「自殺を考えた」「わざと自分の身体を傷つけた」などの深刻な事態に至る場合もある¹⁵。

こうした状況に対し、都道府県や市町村は、男女共同参画施策、あるいは人権施策に性的マイノリティへの対応を盛り込んではいるものの、具体的な支援策については活発であるとは言い難い。本県も、個々の施策での実施の実績はあるものの一定の方向に沿った体系的な取組みはなされていない状況にある。

11 性的マイノリティ当事者の実態については、民間団体「いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン」が実施した『LGBTの学校生活に関する実態調査』（2013）を参照（当該調査は、平成25年度東京都地域自殺対策緊急強化補助事業の助成を受けて実施）。対象をトランスジェンダーのみに絞った割合でみると、父親や母親に話した割合が比較的多かった。性別違和を抱えている場合には、服装や立ち振る舞いなどのジェンダー表現に関わる部分やジェンダークリニック受診の必要性等から、周囲の大人に打ち明けざるを得ない事情が背景にあることがうかがえる。

12 「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会」が実施したアンケート調査によれば、「親から『一時の迷いだから精神科へ行け』『同性愛は治療できる』と言われ、強制入院させられた」、「（親に）カミングアウトしたところ、家族の中で無視をされたり、死んだ者として扱われたりした」といった声が当事者から聞かれた。

13 いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン『LGBTの学校生活に関する実態調査』（2013）。学校の友人や同級生のLGBTに対する差別的な冗談やからかいを何らかの形で見聞きした経験を持つ当事者は、全回答者の8割を超えている。

14 いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン『LGBTの学校生活に関する実態調査』（2013）。一方で誰かに相談した人も半数近くの割合であり、相談したことで比較的解決に向かうことも明らかになっている。

15 日高（2001）の調査では、異性愛男性に比較してゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは5.98倍高いという結果が得られている。

図表 I-8：男女共同参画、人権施策における性的マイノリティへの言及

男女共同参画施策

	都道府県	市町村
推進計画、行動計画、プラン、指針等によるもの	8/47	22/1,718
条例等によるもの	—	9/1,718

人権施策

	都道府県	市町村
推進計画、行動計画、プラン、指針等によるもの	34/47	15/1,718

(出所)「性的マイノリティについての全国調査：意識と政策」報告会(2015年11月28日開催)
配布資料を加工再編

参考：(都道府県別) 男女共同参画、人権施策における性的マイノリティへの言及

＜男女共同参画施策＞

	都道府県	条 例	行動、計画、指針、推進プランなど	開始	使用されている文言
1	秋田県		第3次秋田県男女共同参画推進計画	H23.3	性的少数者
2	静岡県		第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実施計画	H26.3	性同一性障害など
3	大阪府	大阪府男女共同参画推進条例	おおさか男女共同参画プラン2011-2015	H14.4	性的マイノリティ
				H23	性同一性障害、性的指向
4	鳥取県		第3次鳥取県男女共同参画計画	H24	性的マイノリティ
5	岡山県		第3次おかやまウィズプラン	H23.3	性同一性障害、性的指向
6	大分県		第3次おおいた男女共同参画プラン	H23.3	性的指向、性同一性障害
7	鹿児島県		第2次鹿児島県男女共同参画基本計画	H25.3	性的指向、性同一性障害
8	沖縄県		第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～	H24.3	性同一性障害など

＜人権施策＞

	都道府県	条 例	行動、計画、指針、推進プランなど	開始	使用されている文言
1	北海道		北海道人権施策推進基本方針	H15.3	性的マイノリティ
2	栃木県		栃木県人権施策推進基本計画	H18.3	性的指向、性同一性障害
3	群馬県		人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画	H17.3	同性愛者、性同一性障害の人
4	埼玉県		(改定) 埼玉県人権施策推進指針	H24.3	性的指向、性同一性障害
5	千葉県		千葉県人権施策基本指針	H16.2	性同一性障害、同性愛者
6	東京都		東京都人権施策推進指針～東京ヒューマン・ウェブ21の展開～	H12.11	同性愛者、性同一性障害
7	神奈川県		かながわ人権施策推進指針(改定版)	H25.3	性的マイノリティ
8	新潟県		新潟県人権教育・啓発推進基本指針	H16.4	性同一性障害
9	富山県		富山県人権教育・啓発に関する基本計画	H19.3	同性愛者
10	石川県		石川県人権教育・啓発行動計画	H17.3	性同一性障害者
11	福井県		福井県人権施策基本方針	H25.7	性的指向、性同一性障害
12	長野県		長野県人権政策推進基本方針	H22.2	性的指向、性同一性障害
13	岐阜県		岐阜県人権施策推進指針(第2次改定)	H25.3	性同一性障がい者、性的指向、HIV感染者
14	静岡県		静岡県人権施策推進計画(改定版)〔ふじのくに人権文化推進プラン〕	H23.3	性同一性障害者、同性愛者
15	愛知県		人権教育・啓発に関する愛知県行動計画	H13.2	性同一性障害者・同性愛者等性的少数者
16	石川県		石川県人権教育・啓発行動計画(改定版)(案)	H27.3	性的少数者、性同一性障害者、同性愛者・同性愛者
17	三重県		三重県人権施策基本方針	H18.3	性的マイノリティ
18	滋賀県		滋賀県人権施策推進計画	H23.3	性的マイノリティ
19	大阪府		大阪府自殺対策基本方針	H24.4	性的マイノリティ
			大阪府人権施策推進基本方針	H13.3	性的マイノリティ
20	奈良県		奈良県人権施策に関する基本計画	H16.3	性同一性障害
21	和歌山県		和歌山県人権施策基本方針	H22.2	性同一性障害
22	鳥取県		鳥取県人権施策基本方針―第2次改訂一	H22.11	性的マイノリティ
23	岡山県		第3次岡山県人権政策推進指針	H23.3	性同一性障害、性的指向
24	山口県		山口県人権推進指針	H24.3	性同一性障害
25	徳島県		徳島県人権教育・啓発に関する基本計画	H16.12	性同一性障害者
26	香川県		香川県人権教育・啓発に関する基本計画	H15.12、H25.12	同性愛者、性同一性障害者
27	愛媛県		愛媛県人権施策推進基本方針	H22.1	性的マイノリティ
28	福岡県		福岡県人権教育・啓発基本指針	H15.6	性的マイノリティ
29	佐賀県		佐賀県人権教育・啓発基本方針(改訂版)	H18.10	性同一性障害者
30	長崎県		長崎県人権教育・啓発基本計画(改訂版)	H24.2	性同一性障害、性的指向
31	熊本県		熊本県人権教育・啓発基本計画(第2次改訂版)	H24.3	性同一性障害、性的指向
32	大分県		大分県人権尊重施策基本方針	H22.8	性的少数者
33	宮崎県		宮崎県人権教育・啓発推進方針	H17.1	性的少数者
34	鹿児島県		鹿児島県人権教育・啓発基本計画	H16.12	性的指向

(出所) 「性的マイノリティについての全国調査：意識と政策」報告会(2015年11月28日開催)

配布資料を加工再編

第Ⅱ章 性的マイノリティ支援の方向性

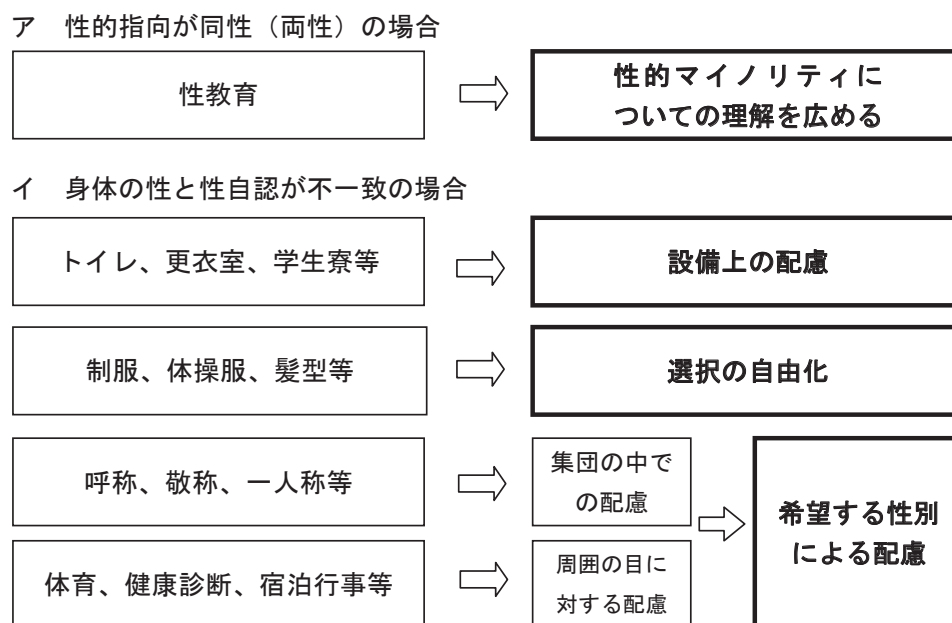
1 生活場面ごと等からみた対応策の整理

前章では、性的マイノリティが抱える課題について、(1) 学校、(2) 会社等、(3) 日常生活、の生活場面ごとに、また、それらいずれにも共通する、(4) 無理解・誤解や偏見・差別的課題により整理した。本章では、それぞれの課題への対応策を検討していきたい。

(1) 学校における課題への対応策

図表Ⅱ－1は、学校などで想定される課題についてどのような対応をすれば改善へ結びつくかを検討したものである¹⁶。

図表Ⅱ－1：学校における課題への対応策



ア 性的指向が同性（両性）にある場合

性教育については、性的マイノリティを取り上げることで理解を広めることができ、当事者が周囲から受ける困難の解消をはかることが期待できる。

イ 身体の性と性自認が不一致の場合

男女別となっているトイレや更衣室、学生寮等の使用については、教員用を提供したり、多目的トイレを使用させるなど、設備上の配慮をすることで改善が見込まれる。

16 文部科学省では平成27年4月に各都道府県教育委員会担当事務主管課長等あてに「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通知し、性同一性障害に係る児童生徒の心情等に十分配慮した対応について、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供、指導・助言を要請しており、学校現場では当該通知に基づく配慮が求められているところである。

制服や体操服などの服装、髪型等は、それぞれが自認する性別に見合ったものを自由に選択できるように配慮することで当事者の希望にかなうものとなる。

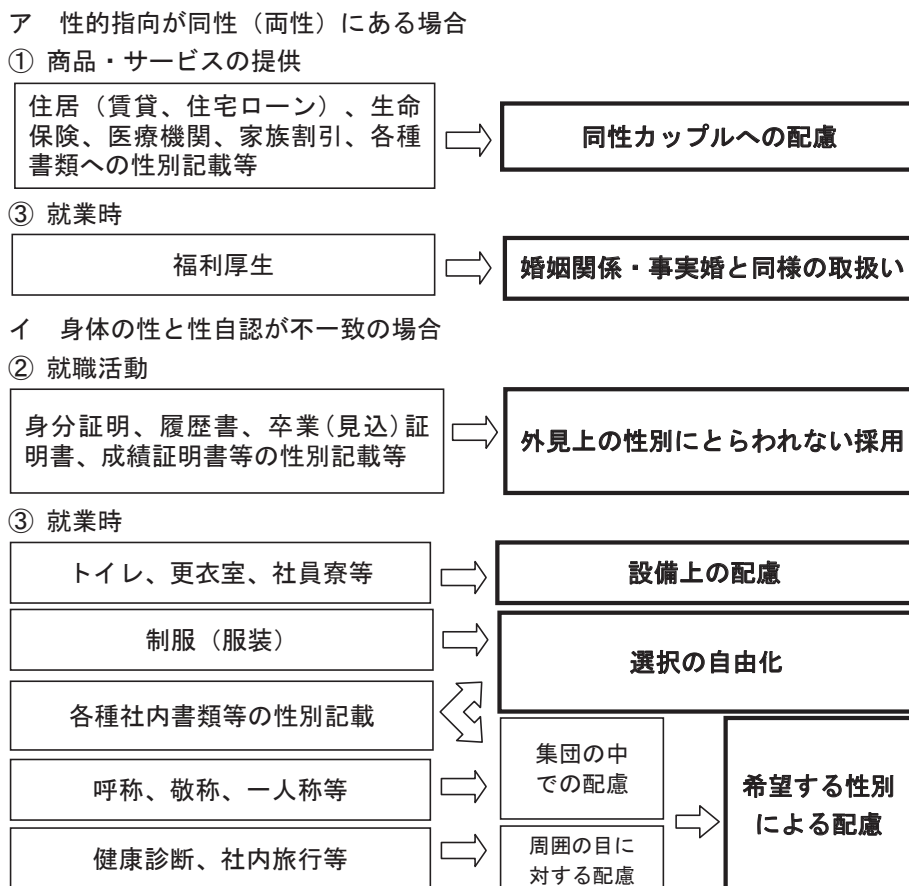
呼称・敬称・一人称については周囲の人々が、体育や健康診断、宿泊行事への参加等については主催者が当事者の希望する性別による配慮をすることで、当事者の抱える困難は改善される。

これらの対応は、学校において、検討し実践することが可能であると考えられ、当事者の存在が見えない状況においても、潜在化しているものとして対応することが求められる。

(2) 会社等における課題への対応策

図表Ⅱ－２は、会社等で想定される課題について、どのような対応をすれば改善へ結びつくかを検討したものである。会社等が性的マイノリティ当事者と関わる場面は、①商品・サービスを提供する時、②就職活動時、③就職後の就業時の3つが想定され、ここではそれぞれの場面ごとの課題について対応策を検討する。

図表Ⅱ－２：会社等における課題への対応策



ア 性的指向が同性（両性）にある場合

①では、不動産業者、医療機関、生命保険会社などが提供するサービスや、家族割引などが同性カップルであっても利用できるようになれば、当事者の困難は改善される¹⁷。

③の福利厚生については、同性カップルであっても、婚姻関係や事実婚である場合と同様の取扱いとすれば、配偶者として制度を利用できるようになる。

イ 身体の性と性自認が不一致の場合

②の就職活動時に提示される履歴書等へ記載されている戸籍上の性別と、本人が自認する性別との違いにより差別することをなくし、外見上の性別に捉われない評価、採用に配慮することは可能である。

③では学校と同様に、男女別となっているトイレや更衣室等の使用については、多目的トイレの使用をすすめるなど、設備上の配慮をすることで改善が見込まれる。

制服などの服装規定等は、それぞれが自認する性別に見合ったものを自由に選択できるように配慮することで当事者の希望にかなうものとなる。

また、呼称・敬称・一人称については周囲の人々が、社員旅行等については主催者が、関係者の理解を得ながら、当事者の希望する性別により配慮をすることで改善される。

これらの配慮は、会社等において、意識啓発や職員研修などを通じて周囲の人々の理解を広めながら検討し、対応することが可能であると考えられ、当事者の存在が見えない状況にあっても、潜在化しているものとして対応が求められる。

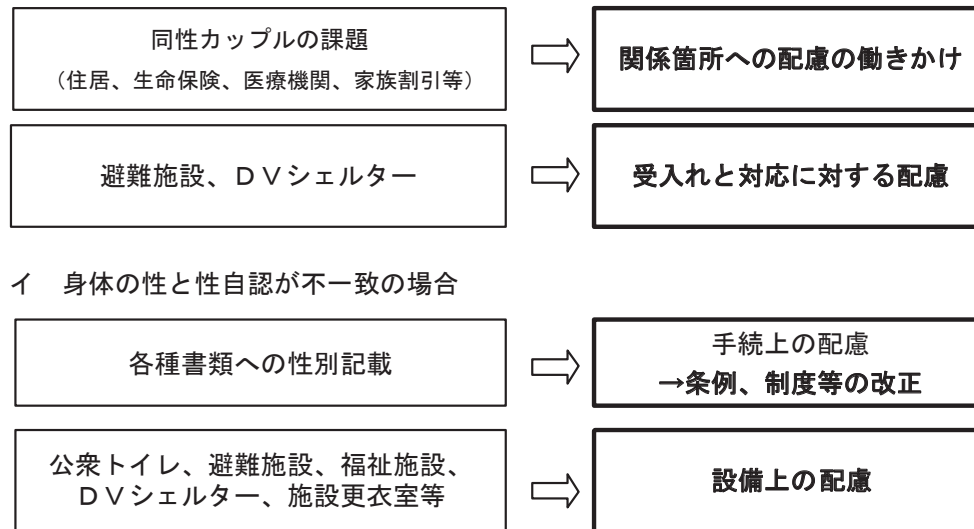
(3) 日常生活における課題への対応策

図表Ⅱ－３は、日常生活で想定される課題のうち、主に自治体による取組みが想定される課題について、どのような対応をすれば改善へ結びつくかを検討したものである。

17 最近では同性パートナーでも一定の条件を満たせば死亡保険金の受取人として指定できる生命保険や、性的マイノリティ支援をうたった不動産業者など、性的マイノリティを対象とした民間サービスが出始めている。

図表Ⅱ-3：日常生活における課題への対応策

ア 性的指向が同性（両性）にある場合



ア 性的指向が同性（両性）にある場合

同性カップルが住居や生命保険などの商品サービスを受ける際に、同性カップルであっても支障なく利用できるよう自治体が関係各所へ働きかけを行うことで、会社等の対応を促進する後押しとなる。

また、災害時の避難施設については、同性カップルであっても希望があれば婚姻関係にある者と同様にカップルで利用できるように受入れに配慮すること、DVシェルターについては、同性からの暴力であっても、配偶者や事実婚と同様に保護の対象となるよう担当者の理解や、対応可能なシェルターの確保を進めることが必要となる。

イ 身体の性と性自認が不一致の場合

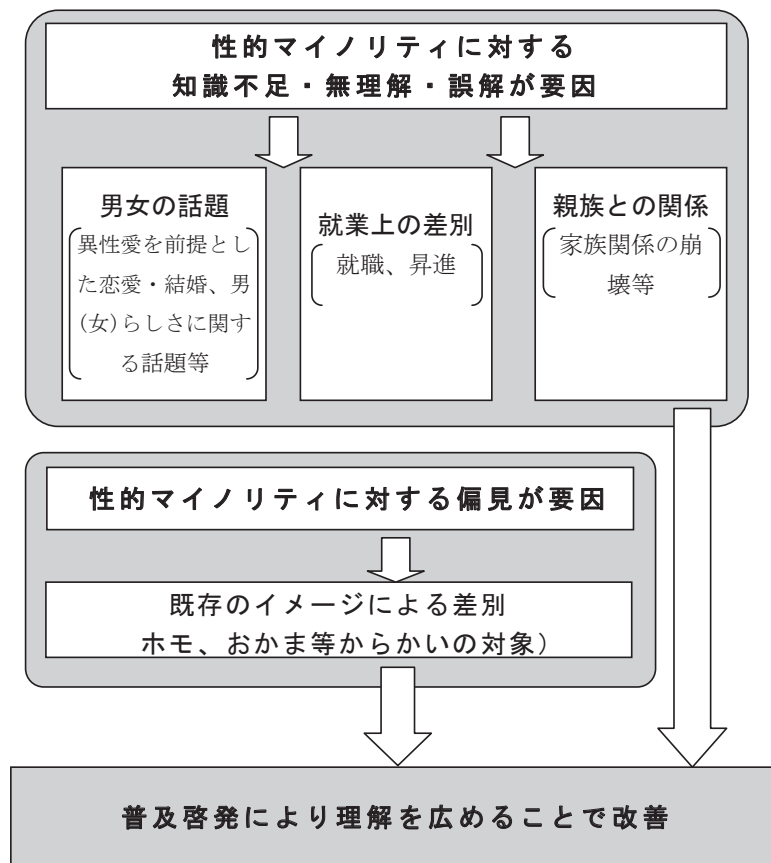
自治体において使用する各種書類の性別欄を、制度上必要のない場合は見直し、削除することが適当である。

また、男女別に設置された公衆トイレや公共施設の更衣室などは、学校や会社等の取組みと同様に、多目的トイレの利用など設備上の配慮をすれば改善される。自治体が設置する福祉施設やDVシェルター、災害時の避難施設などにおいては、戸籍上の性別を前提とした運営から、本人の希望する性に可能な限り対応できるよう、性的マイノリティの存在を意識した配慮に加え、スタッフだけではなく同時期に利用する利用者の理解や配慮も必要であり、ソフト面・ハード面両面で工夫や配慮することができれば、当事者の困難が軽減される。

(4) 無理解・誤解や偏見・差別的課題への対応策

図表Ⅱ－４は、無理解・誤解や偏見・差別的課題のうち、外からの要因について、改善するための方策を検討したものである。

図表Ⅱ－４：無理解・誤解や偏見・差別的課題への対応策（外からの要因）

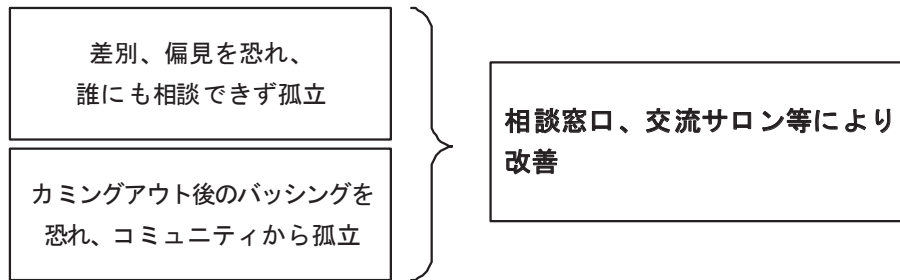


多くの人々は、身体の性別による異性を前提とした考えを疑わず、性的マイノリティの存在について意識せずに生活をしている。そのように意識されないこと、適切な情報を得る機会を持たないことが性的マイノリティに対する無理解、誤解や偏見へとつながり、無意識のうちに差別的発言をして、当事者を傷つけている場合がある。例えばマスコミなどによるイメージから、「ホモ」や「おかま」は笑い者のような存在となり、これらの言葉を使うことが、当事者からすると遠まわしに嘲笑されていると感じられてしまうこととなる。

そうした偏見や誤解、無理解を解消しなければ、外からの要因を解消することは難しい。そのためには普及啓発により理解を広めることが重要となってくる。

また、図表Ⅱ－５は、無理解・誤解や偏見・差別的課題のうち、内なる要因について、改善するための方策を検討したものである。

図表Ⅱ－５：無理解・誤解や偏見・差別的課題への対応策（内なる要因）



当事者自身が抱える困難としては、性的マイノリティであることに対する差別・偏見を恐れて誰にも相談できずいたり、カミングアウトをしたとしても周囲の理解が得られず、バッシングを受けるなど、周囲から孤立してしまう場合があることが挙げられる¹⁸。そうした当事者へ目を向け、孤立させずに支援の手を差し伸べる取組みも必要である。

こうした状況を改善するための方策として、相談窓口や交流サロンを設置し、悩みを解消することや、同じような立場の人との出会いの場を設けることで孤立させないようにするなど、当事者を支えていくことが重要と考えられる。

特に、交流の場が居住地から遠方にしかないために、親にカミングアウトできていない青少年は参加できない、交通費を持っていないなどの理由で、参加したくてもできない青少年など、当事者は様々な状況におかれている。そうした当事者への支援を進めるためのネットワークづくりなども考えられる。

2 自治体、支援団体等による対応策の整理

前述したように、国連人権委員会が日本に対し性的マイノリティへの差別を禁止するよう勧告を出しているほか、国内でも、公共団体が管理する宿泊施設において、同性愛者の団体が宿泊利用拒否をされた件について、平成9年東京高等裁判所判決では「行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた肌理の細やかな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されるものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使にあたるものとして許されないことである」とされた¹⁹。

このような状況から、自治体の早急な取組みが求められており、それぞれの優先取組み課題・領域等を検討し、対応可能なことから率先して取り組むべきである。

そこで、対応の方向性及び法改正の要否別に具体的な対応について整理する。

18 支援者団体等へのヒアリングにおいて、当事者が周囲から孤立しがちであるとの意見は複数聞かれた。

19 東京高等裁判所 平成9年9月16日判決。

(1) 自治体による支援の方向性

これまで性的マイノリティの抱える課題について整理し、その対応策について検討してきたが、国内自治体の既存の取組み²⁰を見ると支援のアプローチの仕方は様々であり、①同性カップルの生活支援に着眼した取組み（パートナーシップ支援型）、②「内なる要因」を抱える当事者への支援に着眼した取組み（よりそい型）、③性的マイノリティに対する差別や偏見を無くするための意識啓発に着眼した取組み（意識啓発型）の、大きく3つのタイプに分けられる²¹。

図表Ⅱ－6：国内自治体の取組みの類型

タイプ別	支援の着眼点	主な自治体
①パートナーシップ支援型	自治体としてパートナー関係を認める書面を交付するなど、同性カップルの生活支援に着眼した取組み	東京都渋谷区、世田谷区、兵庫県宝塚市など
②よりそい型	電話相談や交流スペースの設置など孤立しがちな当事者を支える取組み	大阪市淀川区、沖縄県那覇市、神奈川県横浜市、横須賀市など
③意識啓発型	差別禁止を条例に明記、性的マイノリティについての普及啓発など、住民に対する意識啓発に着目した取組み	東京都文京区、東京都多摩市など

それぞれの自治体がタイプ別に取組みを行うだけではなく、組み合わせることで、より有効な取組みとなり、そうした複合的な取組みが広がっていくことで、人々の理解も広まることが期待できる。

市町村と広域自治体である都道府県での役割の違いとしては、市町村は、区域内の当事者を対象にし、孤立するなど存在が見えにくい当事者に対するきめ細やかな支援を心がけること、都道府県は広域自治体として、市町村や支援団体など性的マイノリティ支援に関わる機関や団体を効率的につなぐコーディネート機能や、市町村の個別の取組みを支援するなどの幅広い支援を役割として担っていくことが効果的である。

(2) 法改正を要さない対応例の整理

前項では課題の対応策について検討をしてきたが、以下では、法改正を要さない対応例を示すものである。

20 国内自治体の取組みについては（参考1）P.54～を参照。

21 例として挙げた自治体はその取組みだけを行っているわけではなく、代表的な取組みとしてタイプ別の分類を行った。

自治体、支援団体、学校や会社等様々な主体がそれぞれの立場で支援を行っているが、支援の取組みがより広がるよう各々がどのような役割を担うか等の整理をすることが今後の課題となる。

ア 当事者への支援

① 相談窓口のネットワーク化

自治体や支援団体等が連携・協力し、都道府県域における性的マイノリティの相談にかかる支援体制を強化する。

(背景)

性的マイノリティの人々の中には、相談しようにもどこに連絡をすればよいか分からない人がいるため、都道府県・市町村・支援団体等において相談窓口やホットラインが開設されていても、十分に活用されていないケースもみられる。また、当事者が居住する市町村や近隣に相談窓口や支援団体がない場合があり、悩みを抱えたまま孤立する可能性も考えられる。

<主な取組み>

- ・対象者の居住地や相談内容に応じて県関係機関、市町村、支援団体の窓口等を紹介するなど、支援体制づくりを行う。
- ・相談窓口が設置されていない地域については、窓口（移動窓口）を設置するなど、支援に地域差が出ないように配慮する。
- ・窓口（電話）対応を行う相談員を対象とした基礎研修を実施する。
- ・県・市町村・支援団体等の相談事例を収集し、相談対応向上のための情報共有を図る。
- ・小・中・高生を対象に、親や学校を通じずに相談ができる場を紹介する。
参考：法務省「子どもの人権SOSミニレター」の配布など
- ・性的マイノリティに対応する担当部署、相談窓口、ホットラインを明確化する。

② 交流拠点の設置

自治体や支援団体等が連携・協力し、当事者の交流拠点となる場を設ける。

(背景)

自らの性的指向や性自認について、周囲との関係の悪化を恐れて打ち明けることができず、孤立しがちな当事者は、簡単にアクセスできるインターネットなどを通じて誤った情報を得たり、理解者となり得る当事者との交流を求めて犯罪に巻き込まれるなどのリスクを抱えている。（特に若者に多い。）

<主な取組み>

交流拠点の設置を促進し、交流に役立つ情報を取りまとめ、発信する。

交流拠点に期待される機能は以下のとおり

- ・性的マイノリティ関連図書、資料等を揃えたスペース
- ・都道府県・市町村・支援団体の取組みを紹介するスペース
- ・性的マイノリティ関連のイベント（交流、普及啓発）を開催
- ・世代別の性的マイノリティ交流会の開催

イ 会社等への対応

① 雇用対策

当事者への差別をしないよう周知を図るとともに、当事者の就労支援を行う。

（背景）

性的マイノリティの人々は、職場の同僚や上司に自らの性自認や性的指向等について知られると、解雇されたり居づらくなるのではないかと不安を抱えている。それは裏を返せば、職場が、性的マイノリティに理解や共感を示し、受け容れる体制になっていないことを示している。そのことは、実際に職場で勤務する当事者だけでなく、これから就職しようとする当事者の採用等にも影響を及ぼしている。

<主な取組み>

- ・会社等の人事担当者を対象としたイベント等（有識者や当事者の講演、会社等における取組事例の紹介等）を実施する。
- ・就職活動中の当事者向けの就活セミナーの開催や、情報提供を実施する。

② L G B Tフレンドリー企業の認定

性的マイノリティ当事者を積極的に雇用したり、社内で積極的に支援等を講じている企業を「L G B Tフレンドリー企業」として認定し、広く公表することで企業の性的マイノリティ支援の機運を高める。

（背景）

企業等における性的マイノリティ支援を促進するためには、企業側にとってメリットとなるような付加価値をつける必要がある。海外などでは性的マイノリティに寛容な姿勢であるかが投資や選好の一つの基準となっており、企業の経済活動にも影響を与えている。

＜主な取組み＞

- ・会社等における性的マイノリティ支援の取組みを広く募集。
- ・取組内容の程度に応じて、LGBTフレンドリー企業の認定（5段階で表示）を行う。
- ・認定企業をホームページ等で周知。

参考：Human Rights Campaign（人権キャンペーン財団）（アメリカ）

企業をLGBTにフレンドリーかどうかで評価し、企業平等指数で示すことで、投資家等がその企業を評価する基準とする。主な評価基準は性的指向、性自認とジェンダー表現に基づく差別度、LGBTに関する研修の実施、育児介護休業法のLGBTへの遵守度、LGBTコミュニティへの適切かつ敬意を表す広告、トランスジェンダー包括的な健康保険給付、LGBTの人々のための平等な権利の目的を損なう活動に対する拒否度など。

BOX 会社等での性的マイノリティへの支援の取組み

最近では、一部の会社等において性的マイノリティについての取組みが進み始めており、こうした取組みは様々な職場において参考とすべきものが多い。（図表「会社等の対応例」を参照。）

しかし、世間一般に十分には浸透してきたとは言いがたく、取組みを広げていくためには、前述のように、性的マイノリティの支援に取組む会社等に自治体や支援団体等がサポートするなどの支援策が考えられる。

また自治体は、会社等の取組みを促すだけでなく、自らも職員に対する取組みを率先して行っていくべきである。

図表：会社等の対応例

取組み	内容
差別禁止の明示	性的マイノリティへの差別を禁止する旨を社内規定などに明示
社内研修、意識啓発	従業員向けの性的マイノリティについての理解を得るための研修や社内キャンペーン等の実施
福利厚生	結婚祝金、育児休業など戸籍上の男女にとらわれない福利厚生制度の実施
就業支援	採用における性的マイノリティへの配慮
イベント等支援	性的マイノリティのコミュニティの活動への支援（イベントの後援など）

ウ 普及啓発²²

ホームページや広報物などで性的マイノリティ支援について普及啓発することに加え、性的マイノリティを理解し、積極的に支援する姿勢であることを対外的に示すために、PR映像の作成や公共施設のライトアップを行う。

(背景)

当事者へのヒアリングからは、当事者を理解し、積極的に支援していることを様々な形で対外的に示すことが、当事者の気持ちを受け止めることにつながるとあった。

<主な取組み>

- ・ PR映像の作成

性的マイノリティへの差別禁止を訴える映像を作成し、ホームページで公表する。

参考：(Youtube)

国連 同性愛嫌悪に対する国連からのメッセージ

法務省 あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権

- ・ 公共施設の虹色ライトアップ

ライトアップイベント時などに、虹色（性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する6色の虹色）のライトアップを実施。

エ その他

① 職場研修

職場内の理解を広め、当事者を理解し、積極的に支援する環境を実現するために研修を実施する。

<主な取組み>

- ・ 有識者や支援団体による研修を実施。
- ・ 研修修了者には研修を受講した旨を表す「修了証」を配付し、携行するようになる。
- ・ 庁内ガイドラインの作成（研修でできない細かい部分を、Q&A方式で補足することで、使える知識としていく）。

²² 企業等のほか、自治会などを通じた地域社会への働きかけ、医療機関、保育施設、私立学校などあらゆる場面で性的マイノリティへの支援に取組むきっかけとなるよう、普及啓発につとめ、理解を広めていくことが重要である。

② 公共施設における性的マイノリティ配慮の実施

公共施設において性的マイノリティに配慮した取組みを進める。

<主な取組み>

- ・公共施設において、性的マイノリティに配慮した取組みを行うようにする。(多目的トイレへの表示や、福祉施設などで希望する性別による行政サービスを提供する等)
- ・性的マイノリティに配慮した取組みを行っている旨を公表し、当事者が利用しやすいようにする。

③ 公営住宅のあっせん

同性カップルが事実婚と同様に公営住宅に入居できるよう配慮する。

(3) 法改正を要する課題の整理

ここまで整理・検討してきた課題は、関係当事者の対応で解決可能といえるが、法定事項であるなど関係当事者だけでは、解決が困難な課題もある。それらを整理すると、次のとおりとなる。

ア 性的指向が同性（両性）にある場合

性的マイノリティの中でも同性カップルについては、民法上婚姻が認められていないため、婚姻により認められる法的権利を持たない。

例えばパートナー間で配偶者として遺産相続を受けられないことや、パートナーの被扶養者として公的医療保険の被保険者や、公的年金の第3号被保険者となることができない。

また、同性カップルが異性間で婚姻している場合と同様に、二人の子どもとして子育てをしようとしても、子（養子）の親権はパートナー関係にある者のうちどちらか片方しか得られない。

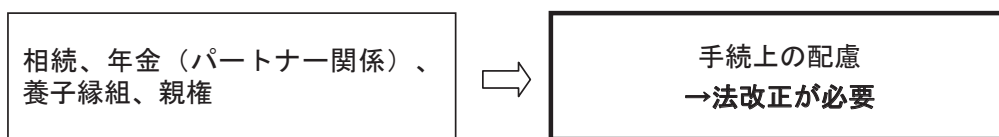
イ 身体の性と性自認が不一致の場合

法律上男女の記載をされることが決められているパスポートやマイナンバー制度における個人カードなど、自認する性とは異なる性別表記に思い悩む、各種証明書との本人確認において外見から性別が異なるのではないかと質問を受けることが精神的負担になる、といった困難があげられる。

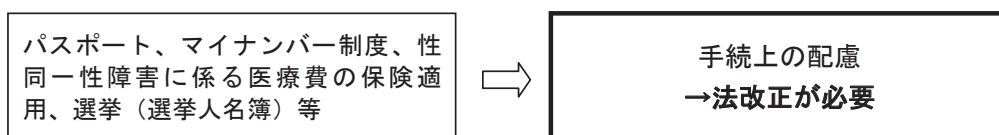
また、選挙の投票所で選挙人名簿に基づき本人確認をされる際に、名簿に記載された性別と見た目の性別が異なることで、本人かどうか疑われる可能性もある。

図表Ⅱ－7：法改正を要する課題の整理

ア 性的指向が同性（両性）にある場合



イ 身体の性と性自認が不一致の場合



まとめ

本稿では、性的マイノリティが抱える課題を、（１）学校、（２）会社等、（３）日常生活の生活場面ごとに、また、いずれにも共通する、（４）無理解・誤解や偏見・差別的課題により整理し、それぞれの課題への対応策を検討した。

特に、「日常生活」の中で、自治体の対応が想定される課題については、①普及啓発（相談窓口や交流サロンの開設）、②各種書類への性別記載等の手続きやトイレ等の設備上の配慮、③当事者が住居や生命保険などの商品サービスの提供を受ける際の関係各所への配慮の働きかけ等、の支援が可能と考えられる。実際、国内の一部の市区町村を中心に、パートナーシップ証明書の発行、交流スペースや相談窓口の開設、性的マイノリティ支援宣言など、積極的に取り組もうとする動きが出てきている。

市町村では当事者へのきめ細やかな支援を心がけ、広域自治体である都道府県では市町村や支援団体などの性的マイノリティ支援に関わる機関や団体とのコーディネート機能などを担っていくことが効果的である。

一方、海外においては欧米諸国を中心に、性自認や性的指向を理由とした差別を禁じ、性別に関わりなく何事も平等に取扱う考え方が広がってきている。

同性婚や結婚に準じたパートナーシップを認め、同性カップルに対して社会的な保障をすることや、国や自治体レベルでLGBTフレンドリー²³を掲げ、性的マイノリティ支援の取組みを表明したり、国外向けに性的マイノリティのための観光マップを作成し積極的に性的マイノリティの観光客を受け入れるなどの動きが見られる。

23 「ゲイフレンドリー」ともいう。性的マイノリティへの理解を示し、積極的に支援する環境であること。

そうした国々では例えば性的マイノリティの活動の拠点となるコミュニティセンターを支援団体や自治体が協力して運営し、支援グループの活動の場を提供したり、就労やホームレスなど性的マイノリティが抱える困難に対する支援をワンストップで行うなど、多岐にわたり活動している。

こうした多くの国々の状況を知ることで、翻せば、母国で公的に認められた性的マイノリティの人々が日本国内を訪問し滞在した場合、彼らへの配慮・対応が求められていることにも気付かされる。

「性自認」や「性的指向」は本人の意志で決められるものではない。それが生物学的な男女の別を前提とした社会において「違い」とみなされ、それを理由に偏見に基づいた心理的、経済的、社会的不平等や不利益を強いることは「差別」になる。このような性的マイノリティへの「差別」をなくし、具体的な支援につなげるためには、LGBTフレンドリーという考え方を普及することが効果的だと考えられる。

性を含めた多様性や人権を尊重する社会の実現のためには、一人ひとりがお互いの「違い」を一つの個性として受け止めて認め合うことが重要である。自治体は、そのような社会の実現に積極的に取り組む必要がある。

(参考1) 性的マイノリティに対する取組みの現状 (県内、国内)

ここでは、性的マイノリティが抱える課題に対する本県及び国内外の自治体の主な取組みを紹介したい。

1 神奈川県の実施状況

まず、神奈川県において実施されている取組みを整理すると、神奈川県では「かながわ人権施策推進指針（改定版）」において「性的マイノリティ（同性愛者、性同一性障害者や自己の性別に不快感を感じる人、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人）への偏見や差別意識」を、様々な人権にかかわる問題のひとつとして示しており²⁴、これに基づき、人権男女共同参画担当や教育委員会を中心に取組みを行っている。

人権男女共同参画担当においては、ホームページへ神奈川県内の相談窓口を掲載するなどしている。

また、教育現場においては、個別に当事者の状況に応じた支援等が行われているところではあるが、教育委員会においては、主に教職員向けに普及啓発のためのリーフレット、ワークシート集の作成や、研修を実施することで、性的マイノリティへの差別や偏見をなくそうとする取組みを行っている。

図表：神奈川県の実施状況

<人権男女共同参画担当における取組み>

かながわ人権施策推進指針（改定版）への位置付け	様々な人権課題のひとつとして「性的マイノリティ」について記載
ホームページ（人権相談窓口一覧）への掲載	神奈川県内にある人権相談窓口をホームページにおいて紹介（性的マイノリティ専門の相談機関ではないところを含む）
資格・合格証明書の発行について、庁内へ通知	戸籍上の性や氏名を変更した者から資格・合格証明書等の発行申請があった際、変更の事実を確認できた場合はその内容で対応

24 「かながわ人権施策推進指針（改定版）」平成25年3月改定。http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5877/

<教育委員会における取組み>

1 教職員への普及啓発	
(1) 配付物	① 人権教育ハンドブック 人権教育の基本的な考え方や指導方法のポイント等をまとめた「人権教育ハンドブック」に、人権課題のひとつとして性的マイノリティについて記載。 ② リーフレットの作成（「性的マイノリティについて理解する」） 県立学校の教職員一人ひとりが性的マイノリティについての理解を深めることを目的として作成し、配付。 ③ ワークシート集の作成（「人権学習ワークシート集」小・中学校編、高校編） 人権教育を各学校で実践するために、児童・生徒がさまざまな人権課題について考える学習教材を集めた冊子を作成し、配付。人権課題のひとつとして性的マイノリティに関する学習教材を掲載。 ④ ワークシートの作成（「人権学習のための参加体験型学習プログラム集」） 生涯学習・社会教育の担当者や職場、学校、地域等の方が人権にかかわる研修を行う際に活用するための学習教材を集めた冊子を作成し、人権課題のひとつとして性的マイノリティに関する学習教材を掲載。
(2) 研修講座等	人権教育担当教員や人権教育研究指定校の教員、県及び市町村教育委員会の指導主事等を対象とした人権教育の研修講座の中で、性的マイノリティをテーマとして取り上げる。
2 性的マイノリティへの配慮	
相談窓口	性的マイノリティ専門ではないが、総合教育センターにおける教育相談の中で生徒や保護者からの相談を受けている。

また、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、地域で活動している当事者支援団体と県との協働事業も実施し、支援の幅を広げようとしているところである。

図表：これまでの神奈川県とNPOとの協働事業

事業名/ 事業実施団体	実施年度	事業内容	協働担当部署	
			部署名	役割
MSM健康支援センター事業/ 横浜Cruiseネットワーク (現：特定非営利活動法人SHIP)	平成19 ～ 23年度	県内のHIV感染者の中でも最も大きな割合を占めている男性同性愛者（MSM）を含む性的マイノリティを対象とした「MSM健康支援センター」の運営を行い、専門カウンセラーによる相談事業を実施し、予防啓発や心のケア等トータル的な支援を行うとともに、教育機関等とも連携し、一般社会のMSMへの理解を進める。また、MSMを対象とした「HIV即日検査」を実施し、感染者の早期発見、早期治療を実現し、感染の蔓延防止を図り、患者の増加を抑える。	保健福祉局 健康危機管理課	MSM健康支援センター事業
			教育局 行政課	県立学校等への広報の協力等
性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業/ 特定非営利活動法人ReBit	平成27 年度	○ LGBT子どものための自立/就労支援事業 県内の就業支援機関の担当者やカウンセラー等に対し、LGBTに関する理解の普及と正しい知識を周知することで、LGBTの方が適切な支援を受けられるようにするもの。 ○ 普及啓発事業 公開講座を通じ県民へのLGBTの知識啓発を行い、LGBTの子どもに身近な理解者/支援者を養成することで、正しい情報発信の基盤を整備するもの。	県民局 人権男女共同参画課	人権に関わる関係機関などとの調整及び広報
			県民局 青少年課	県内自立支援施設との調整及び研修広報
			保健福祉局 保健予防課	相談支援に関わる関係機関との調整や広報
			産業労働局 雇用対策課	雇用対策に関わる関係機関との調整や広報

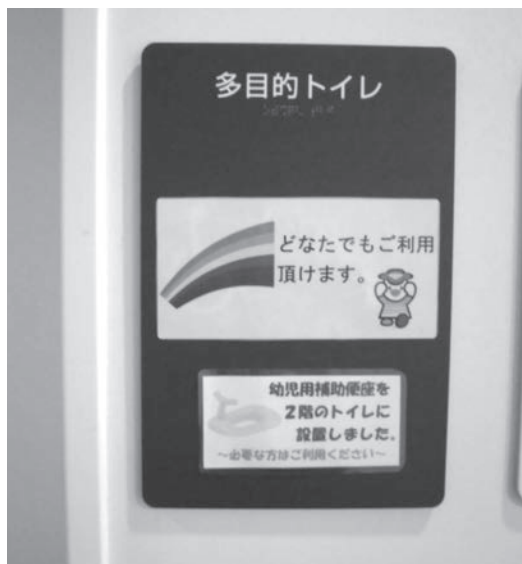
2 その他自治体における取組状況

次に、国内の自治体で行われている取組みのうち主なものを例示したい。

(1) 設備上の配慮に対する取組み

自治体の庁舎内のトイレや更衣室など、男女の区別がある設備については、トランスジェンダーの当事者が自らの性自認による利用に困難を抱えている場合がある。

大阪市淀川区などでは、庁舎内の多目的トイレに性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する6色の虹を表示するなど、当事者の利用に配慮した取組みが行われている。



写真：大阪市淀川区市民協働課より提供。

(2) 各種申請書類の困難に対する取組み

自治体に提出する書類の性別欄に、自認する性別と異なる性別を記載することを苦痛に感じる当事者がいる。

こうした当事者への配慮として、横浜市などいくつかの市町村では、庁内で性別記載欄のある書類について調査し、性別記載の必要がないと判断されたものについては性別欄の廃止を決めている²⁵。

25 東京都武蔵野市における取組みなどが報道されている。

<http://www.sankei.com/region/news/150605/rgn1506050024-n1.html> 2015年6月5日、産経新聞

(3) 自治体の対応によって改善の手助けとなる取組み

国内の法制度上、性的マイノリティ当事者間で婚姻相当のパートナー関係にあっても民法上婚姻が認められていないため、住居を借りる時や医療機関利用等の場面において実際に苦勞することが多い。こうした当事者の困難を改善し、サービスの提供を受けられるようにするため、いくつかの自治体では、当事者のパートナー関係を認める証明書等を発行する動きが出てきている。

渋谷区では、平成27年4月に「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を施行し、性的マイノリティへの差別禁止について明記するとともに、一定の条件を満たした同性カップルに対して同性パートナーシップ証明書の交付を始めた。

また、世田谷区では、性的マイノリティ当事者からの「当事者の気持ちを受け止めてほしい」との要望に応える形で、パートナーシップ宣誓の取組みを開始した。これは性的マイノリティ当事者が同性カップルであることを区長に宣誓し、区長が宣誓書受領証を発行するものである²⁶。

図表：同性パートナーシップにかかる取組み

	開始した経緯	交付文書	対象	提出書類	根拠条例等
渋谷区 「パートナーシップ 証明書」	区長の性的マイノリティ当事者との出会い	条例に基づく「証明書」	<ul style="list-style-type: none"> ・2人とも20歳以上 ・2人とも区内に居住し、かつ、住民登録がある ・配偶者がいない ・相手方当事者以外の者とのパートナーシップがない ・近親者でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意後見契約公正証書 ・合意契約公正証書 ・申請者の戸籍謄本 	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例10条、11条（区が行うパートナーシップ証明）
世田谷区 「パートナーシップ 宣誓」	<ul style="list-style-type: none"> ・区議会での質問 ・当事者からの要望書 	要綱に基づく宣誓書の「受領証」	<ul style="list-style-type: none"> ・2人とも20歳以上 ・2人とも区内に居住、または1人が区内に居住し、もう1人が区内に転入予定 	なし	世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(4) 無理解・誤解や偏見・差別的課題への取組み

無理解・誤解や偏見・差別的課題への取組みについては、周囲の人々の差別や偏見を無くし、性的マイノリティ当事者が困難を感じなくなるような社会を目指そうとする取組みや、困難を抱えた当事者の支援に重点を置いた取組みなどがみられる。「外からの要因」や「内なる要因」のどちらの要因においても、実施する自治体によって様々なアプローチによる取組みが複合的に行われている。それぞれの取組みの特徴を元に大きく

①性的マイノリティ支援に関する宣言に係る取組み、②当事者支援に重点を置いた取組

26 兵庫県宝塚市や三重県伊賀市においても、世田谷区と同様に宣誓書受領証を発行予定である。
（兵庫県宝塚市については、同市からの回答。三重県伊賀市については、
<http://www.sankei.com/west/news/151227/wst1512270035-n1.html>）

み、③条例における性的マイノリティの差別禁止の明文化、の3つに分類できる。

ア 性的マイノリティ支援に関する宣言

LGBTなどの性的マイノリティが生きやすい社会の実現を目指して、大阪市淀川区では「LGBT支援宣言」²⁷、那覇市では「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言を発表し²⁸、性的マイノリティに関する様々な普及啓発策や支援策に取り組んでいる。

図表：性的マイノリティ支援宣言にかかる取組み

	施行年月	経緯	宣言内容	取組内容
大阪市淀川区 「LGBT支援宣言」	平成25年9月	パトリック・J・リネハン前大阪・神戸米総領事との会談、LGBTイベント「What is LGBT?それぞれの愛」の開催	淀川区では、多様な方々がいきいきと暮らせるまちの実現のため、LGBT（性的マイノリティ）の方々の人権を尊重します！ そのためには… LGBTに関する職員人権研修を行います！ LGBTに関する正しい情報を発信します！ LGBTの方々の活動に対し支援等を行います！ LGBTの方々の声（相談）を聴きます！	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT当事者と職員の意見交換会 ・LGBT普及啓発活動（職員研修、講演会、リーフレット配布、ポスター掲示、特設サイト、特設ツイッター、特設フェイスブックによる情報発信、ニュースレター発行等） ・LGBT電話相談 ・LGBTコミュニティスペース運営 ・レインボー出前講座 ・LGBT職員相談窓口の設置 ・淀川区LGBT支援事業に関する区民意識調査（平成27年度） ・教職員向けLGBTハンドブックの作成（阿倍野区役所及び都島区役所との3区合同）（平成27年度）
那覇市 「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言	平成27年7月	宣言によって、これまでの性の多様性を尊重する取組みを、あらためてアピールするとともに、重要な人権問題であることを確認し、市民と協働して一切の差別や偏見をなくしていく決意を表明	人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。 那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市を目指して、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施 ・相談対応 ・啓発講座の開催 ・交流会の開催 ・ニュースレターの発行・ホームページやフェイスブックでの情報発信など

イ 当事者支援に重点を置いた取組み

横浜市では、平成27年度から性的少数者支援事業に取り組んでおり、差別や偏見、暮らしの中での困難などから孤立しがちな青少年層を中心とした当事者を支援し、誰もが社会の中で安心して暮らせるようになることを目指すとしている。具体的には①交

27 <http://niji-yodogawa.jimdo.com/>

28 <http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/heiwananjo/center/rainbownahadeclaration20150715.html>

流スペース事業（「FriendSHIPよこはま」）、②個別専門相談事業（「よこはまLGBT相談」）などを行っている²⁹。

また、横須賀市では平成21年に「横須賀市人権施策推進指針」において、性的マイノリティについて人権課題の一つとして位置付け、当該指針や人権施策推進会議の委員の提言をもとに、「相談者の人権を守る」、「相談体制を整える」、「正しい知識を伝える」、「関係機関との連携に努める」を柱として、「性的マイノリティに関する施策」を策定した。平成27年度においては、当事者向けに相談窓口の開設や交流の場である「Café SHIPポートよこすか」の開催、市民向けには啓発リーフレットの作成や市施設でのパネル展示、広報紙への掲載、講演会などを実施している。また、市職員向けにも研修会を開催し、当事者への行き届いた対応を目指している³⁰。

ウ 条例における性的マイノリティの差別禁止の明文化

東京都文京区では、平成25年11月、「性的指向又（また）は性的自認に起因する差別的な取扱（とりあつか）い」の禁止を明記した男女平等参画推進条例を施行した。罰則規定はないが、学校や職場でLGBTであることを理由に「気持ち悪い」と言われたり、いじめを受けたりした場合、申し立てをすれば区は調査し、加害者や事業者
に注意喚起できる³¹。

また、多摩市でも平成26年1月に、性的指向を「人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向」、性自認を「自分がどの性別であるかの認識」と定義し、差別禁止をうたった「女と男の平等参画を推進する条例」を施行している³²。

29 <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/jinken/seitekisyoususyasien/20151125170907.html>

30 <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/seietkimainoritexi.html>

31 <http://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/torikumi/jinken/danjo/jyourei.html>

32 <http://www.city.tama.lg.jp/bunka/bunka/23034/index.html>

(参考2) 性的マイノリティに対する取組みの現状(海外)

1 性的マイノリティをめぐる国際的な潮流

1945年10月、国連は人権の国際的な保障を主要な使命として創設された。国連憲章第1条には「人権及び基本的自由の尊重」の「助長奨励」が国連の役割として定められている。

国連における性的マイノリティ擁護の取組みは、2006年のジョグジャカルタ原則（正式名称：性的指向と性自認に関連した国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則）³³に始まった。2008年12月には「性的指向と性自認に関する宣言」³⁴が、加盟192ヶ国が出席する国連総会で、性的マイノリティに関する宣言として初めて読み上げられた³⁵。宣言当時、世界の80近い国々で同性愛者は刑罰の対象であり、少なくとも6カ国にいたっては死刑が科せられている状況だった。宣言には、個人の品位と尊厳を損なう、性的指向ならびに性自認に基づく暴力、嫌がらせ、差別、排除、誹謗、偏見への非難が盛り込まれている。

2011年6月には、南アフリカにより国連人権理事会に提出された決議が採択され³⁶、この決議を受け、国連人権高等弁務官事務所が個人の性的指向と性自認に基づく暴力や差別が蔓延する状況を明らかにした報告書を提出³⁷して以降、国連内では性的マイノリティの人々の権利擁護が公式にテーマ化された。以来、性的マイノリティの人権向上を目指す動

33 2006年11月6日～9日にインドネシアのジョグジャカルタにあるガジャ・マダ大学の国際会議で25カ国29人の専門家による議論をもとに採択され、2007年3月にジュネーブの国連人権理事会にて承認された。国際人権法に関わる公文書として、性的指向と性自認に関する詳細を定義している。(Yogyakarta Principles on the Application of International Human Rights Law in Relation to Sexual Orientation and Gender Identity)

また、国連では以後、ジョグジャカルタ原則で定義された「性的指向と性自認 (sexual orientation and gender identity: SOGI)」という用語を使用している。(『人権、性的指向、ジェンダーアイデンティティ ガイドライン』ノルウェー王国外務省、2012→2014→2015:5)

34 経緯については“*In a First, Gay Rights Are Pressed at the U.N.*”, *The New York Times* (2008年12月18日掲載)を参照のこと。

35 1945年の創設以来、国連では性的マイノリティの権利(性的指向や性自認のあり方にとらわれない平等)が議論されることはまったくなかったが、2008年12月にEUの支援を受け、フランスとオランダにより提出され、決議としての採択が目指された。しかし、アフリカ諸国やムスリム諸国の反対により、宣言として発表されることになった。(http://www.humanrights.ch/de/menschenrechte-schweiz/inneres/gruppen/gender/uno-gv-plaediert-sexuelle-selbstbestimmung 2009年1月5日更新)

しかし、国連で性的マイノリティの権利について言及することへの既存タブーを打ち破り、同性愛者の権利擁護に関して国連総会で初めて読み上げられた宣言文として、人権のブレイクスルーとなった点が高く評価された。なお、この宣言は国連加盟192カ国中67カ国が賛成・署名しており、その中にはEUの全27加盟国(当時)、アメリカ合衆国、日本をはじめ、とりわけヨーロッパならびにラテン・アメリカ諸国が含まれる。また、本稿で言及する性的マイノリティをめぐる先進国すべてがこれに賛同している。

36 この決議は「世界の全地域における、性的指向と性自認を理由に個人に対して犯された差別と暴力の行為に対する重大な懸念」を表明し、国連がLGBTの人々の権利を初めて支持したものとして、アメリカ合衆国や他の賛同国から「歴史的(historic)」と歓迎された。("U.N. Gay Rights Protection Resolution Passes, Hailed As 'Historic Moment'", *The World Post* (2011年6月17日掲載))

37 76以上の国において、性行為可能な承諾年齢を過ぎた個人間の同性愛行為が犯罪とされ、さらに多くの国々で住居、保健医療、雇用における差別が日常的に行われているなど、この報告書は、性的暴力、身体的暴行、暗殺などを含む、同性愛憎悪(ホモフォビア)に基づく暴力の問題を浮かび上がらせた。(http://www.huffingtonpost.jp/human-rights-watch-japan/lgbt_1_b_4034165.html 2013年12月2日更新)

きが世界的に加速している。

また、国連の専門機関の一つ、世界保健機関（WHO）では、長らく治療の対象としていた同性愛を1990年採択の国際疾病分類第10番（ICD-10）から除外した³⁸。1993年、WHOは再び「同性愛はいかなる意味でも治療の対象にならない」と宣言しており、1994年には日本の厚生省・文部省がこのWHOの見解を踏襲する対応をしているほか、日本精神神経学会も1995年にこの見解を尊重する旨を表明している。以来、同性愛などの性的指向については、矯正しようとするのは誤りであるとの見方が主流となっている³⁹。

一方で、21世紀のトランスジェンダーをめぐる動向は、一定の病理概念のもとで、手術などの適用を条件とし保護を与えるという考え方から、本人の性自認や生き方を尊重して、必要な医療サービスや法的な擁護を与えるという考え方に変化しつつある⁴⁰。

このように、国連では性的指向と性自認を理由とした差別を禁じる動きが年々活発化している。また、海外では欧米諸国を中心に、同性婚や結婚に準じたパートナーシップを認め、同性カップルに対して、婚姻関係にあれば法律上配偶者に与えられる相続権や税制優遇等の社会的な保障をするなどの取組みを進める国が増えてきており、性的マイノリティをめぐる先進国として位置付けられる国も少なくない⁴¹。

38 筒井（2004）、尾辻（2015）によれば、同性愛については、1887年にドイツの性科学者、クラフト・エビングが『性の精神病理』において性的疾患と位置づけ、同性愛を治療の対象とする考えが西欧諸国に広まり、アメリカなどでは同性愛者に電気ショックを与え、「正常」に戻すなどの「治療」が行われていた。しかし、1960年代末になって、アメリカ精神医学会の「診断と統計のためのマニュアル」（DSM）から同性愛を外す当事者の動きが高まり、1973年には精神障害診断基準であるDSM-IIの第7版から「同性愛」という診断名を削除するに至っている。

39 例えば、アメリカの有力団体である米精神医学会がまとめた報告書では、同性愛者に対する社会的偏見に沿った療法は、自己嫌悪の念を強めさせる恐れがあるとし、専門家の一致した意見として、同性愛が正常かつ肯定すべき人間の性的指向の一つだとする見解がまとめられている。（<http://www.cnn.co.jp/usa/35022521.html> 2012年10月2日掲載）

40 『セクシュアル・マイノリティ白書2015』：16。

41 性的マイノリティの人権をめぐる状況は、国・地域によって様々である。世界190余りの国のうち、83カ国で合意に基づく同性間行為が違法とされ、うち5カ国（イラン、モリタニア、サウジアラビア、スーダン、イエメン）とソマリア、ナイジェリアの一部では死刑が適用されるなど、違法化・厳罰化を維持する国々も国連にはほぼ同数、存在している。

また、同様に対抗する形で、ロシアやバチカン市国、イスラム協力機構に加盟する東南アジアや中東の国々の支持を得て、「人権に関するあらゆる国際的取り決めは、人間の伝統的価値観に基づくものでなければならない」という「伝統的価値観決議」が2009年、2012年、2014年と国連人権理事会にて採択されている。（『セクシュアル・マイノリティ白書2015』：9）

2 海外の地域別概況

それでは、以下、海外における性的マイノリティをめぐる取組み状況を、先進地域といわれるヨーロッパと北アメリカを中心に、地域別に概観することとしたい。

(1) ヨーロッパの概況

ア EUの取組み

ヨーロッパでは、2000年に、EUが「雇用と職場における平等」指令（2000/78/EC）を制定し、職場における性的指向に基づく差別を禁止した。同12月に制定されたEU基本権憲章⁴²第21条には、「性的指向を理由とした差別を受けない」権利が明記されている。これにより、性的指向を理由に求職者を不平等に扱うこと、職場で揶揄したり侮辱したりすること、昇進や研修を阻むことが禁じられた。

EUは人権尊重を世界に広めることを対外政策の中心に位置付けており、性的マイノリティに対するいかなる形の偏見や差別にも反対する立場をとっている⁴³。

イ ヨーロッパ各国の取組み

ヨーロッパでは性的マイノリティに係る取組みとして、同性婚を中心に法整備等がなされている。

現在、12カ国⁴⁴が同性婚を導入しており、一方、登録パートナーシップ制度は16カ国⁴⁵で実施されている。また、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、イタリア、そしてスロベニアでは同性婚の合法化が検討されており、ギリシャ、イタリア、ルーマニアでは同性カップルのため、登録パートナーシップとはまた異なる形での合法化が検

42 “Charter of Fundamental Rights of the European Union”（2000/C 364/01）は2000年12月に公布され、2009年12月1日リスボン条約の発効とともに法的拘束力を持つこととなった。

43 <http://eumag.jp/news/h050114/> 2014年5月2日掲載

なお、EUでは、2010年6月に人権作業部会が「LGBTツールキット」の採択を、2013年6月に対外行動庁がLGBTI人権保護のガイドラインを打ち出すなど、世界に向けて性的マイノリティの人々の権利擁護を提唱している。なお、EUでは、LGBTに「I」（Intersex：性分化疾患、男性／女性を特定する染色体パターンが一般的なものと一致しないケース）を加えた、LGBTIという表現がしばしば意識的に用いられている。

「LGBTツールキット」（http://eeas.europa.eu/human_rights/lgbt/docs/toolkit_en.pdf）

「LGBTIガイドライン」

（http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/EN/foraff/137584.pdf）

44 2001年のオランダにはじまり、2003年ベルギー、2005年スペイン、2009年ノルウェーとスウェーデン、2010年ポルトガルとアイスランド、2012年デンマーク、2013年フランス、2014年イギリス連合王国、そして2015年ルクセンブルクならびにアイルランド共和国が続いた。

45 オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、スロベニア、そしてイギリス王国。

討されている⁴⁶。

例えばデンマークでは、特定の性的指向によって婚姻から排除されない平等理念により、1989年に世界で初めて同性婚が認められた⁴⁷。また、自己の性自認を尊重する2014年の立法⁴⁸により、医師の診断や性別適合手術・ホルモン注射などを必要とすることなく、本人の申し出だけで性別変更が可能となった⁴⁹。公的書類（婚姻届を含む）に性別の記入が求められることもない。

しかし、フランスのように、1999年10月にPACSと呼ばれる「連帯の市民協約」（同性間パートナーシップの承認）が成立した⁵⁰ものの、2013年5月に同性カップルによる結婚と養子縁組を認める法律が成立した際には、国内の反対派・賛成派それぞれが激しく運動し合い、今も論争がくすぶり続けているケースも存在する⁵¹。このように、近年のヨーロッパでは、EU加盟国を含めてむしろ同性婚（あるいは登録パートナーシップ制度）導入の流れに逆行する動きを見せる国も決して少なくない⁵²。

46 スペインなどのように最初から同性婚を導入する国よりも、一般的には、従来の婚姻とは別の枠組みによる新たなパートナーシップ制度を先に導入し、その後、状況に応じて同性婚、すなわち婚姻の平等化へと進んで行く国の方が多いとされる（渡邊 2013: 99）（谷口 2014: 108）。また、同性婚やパートナーシップ法へと至る過程として、①同性間の性的接触に対して刑事罰を科する法規定（いわゆるソドミー法）の非犯罪化、②性的指向を差別禁止項目のひとつに位置づける段階、そして③同性婚やパートナーシップ法の制定、の3段階が指摘されている（Waldijk 2000: 66）。

47 デンマークに、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンを加え、性的マイノリティをめぐる施策で先進的といわれる、いわゆる北欧5カ国すべてで、すでに同性婚が合法化されている。

48 『セクシュアル・マイノリティ白書2015』: 15。

49 Facebookデンマーク大使館（2015年9月13日掲載）、<https://www.facebook.com/EmbassyDenmark/photos/a.248426095193921.53355.247647068605157/869887409714450/?type=3&theater>

50 同性カップルも異性カップルもいずれも利用できる婚姻に準ずる民事連帯契約により、カップルの関係を保護するという制度であった。（南 2015: 164）

51 <http://eumag.jp/issues/c0415/> 2015年4月6日掲載

52 例えば、2013年6月11日、ロシア下院議会は未成年に対する「同性愛の宣伝」を禁じる法を可決した。（「ロシア『同性愛の宣伝』禁じる法案可決、議会前で抗議も」朝日新聞デジタル（2013年6月12日掲載））他にも、ブルガリア、クロアチア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキアが憲法上、結婚を一人の男性と一人の女性の間で成立する存在として定義した。

図表：主なヨーロッパ諸国の同性婚制度等（2013年8月1日現在）

	制度の種類	制定年	適用対象	相続	社会保障	税制上の優遇措置	養子制度	関係の解消方法
オランダ	登録制 ¹	1998	同性 異性	○	○	○	○	パートナー間で決定
	法律婚	2001		○	○	○	○	裁判所のみ決定
ベルギー	法定同棲	1998	同性 異性	○	×	×	○	パートナー間で決定
	法律婚	2003		○	○	○	○	異性婚と同じ
フランス	民事連帯契約 (PACS)	1999	同性 異性	○	○	○	×	同意すれば即時。 当事者のいずれか が解消を要求して から3か月後
	法律婚	2013		○	○	○	○	異性婚と同じ
フィンランド	登録制	2001	同性のみ	○	○	○	○ ²	法律婚と同じ
ドイツ	登録制	2001	同性のみ	○	○	○	○ ²	法律婚と同じ
英国	登録制	2004	同性のみ	○	○	○	○ ³	法律婚と同じ
スイス	登録制	2004	同性のみ	○	○	○	×	パートナー間又 は裁判で決定
スペイン	法律婚	2005	同性 異性	○	○	○	○	異性婚と同じ
ノルウェー	法律婚	2008	同性 異性	○	○	○	○	異性婚と同じ
スウェーデン	法律婚	2009	同性 異性	○	○	○	○	異性婚と同じ
オーストリア	登録制	2009	同性のみ	○	○	○	×	一方の死亡又は 裁判所の判決
ポルトガル	法律婚	2010	同性のみ	○	○	○	× ⁴	異性婚と同じ
アイスランド	法律婚	2010	同性 異性	○	○	○	○	異性婚と同じ
アイルランド	登録制	2010	同性のみ	○	○	○	×	裁判所の決定
デンマーク	法律婚	2012	同性 異性	○	○	○	○	異性婚と同じ

1 「登録制」は登録パートナーシップ制度を指す。

2 他方のパートナーの実子との養子縁組のみを認める。

3 北アイルランドを除く

4 2013年5月17日に共和国議会の本会議で、他方のパートナーの実子又は養子との養子縁組を認める改正法案を可決（施行期日は未定）。

（出所）国立国会図書館（2013）「諸外国の同性婚制度等の動向—2010年以降を中心に—」

（2）北米の概況

ア アメリカ合衆国の取組み

アメリカ国内の性的マイノリティをめぐる状況に目を向けると、2015年6月に最高裁が同性婚を憲法上の権利として認める判断を下し、この判決により全米で同性婚が事実上、合法化されることになった⁵³。

53 「同性婚『全米州で合憲』連邦最高裁判決、論争に決着」朝日新聞デジタル（2015年6月27日掲載）

州ごとの取り組みでは、例えばニューヨーク州における、18歳以下のLGBTの若者を対象とした性的指向転換セラピー⁵⁴への医療保険を適用外とする発表⁵⁵や、ワシントンD. C. コロンビア特別区での、「LGBTQ⁵⁶文化適正継続教育改正法」の制定及び同区内の医療従事者にLGBTに関する研修受講の義務化⁵⁷などがある。

また、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ等の主要都市を中心にLGBTコミュニティセンター⁵⁸が設置されており、そこを拠点に数々のNPO団体が支援活動を行っている。センターでは、HIVや精神疾患等のケア、就労・自立支援、DV対策等、主に性的マイノリティに対し、様々な支援策を講じている。

イ カナダの取り組み

カナダでは、2005年に同性婚が法制化された。カナダにおける同性婚は、カナダ国籍を持たない外国人やカナダに居住していない者でも利用可能な制度であるため、婚姻証明書を求めてカナダ国外から訪れる同性カップルもいるという⁵⁹。

カナダでは小学生の段階で、異性愛者のほかに生まれつき同性愛者の人やトランスジェンダーの人が一定の割合で存在することを教育していることもあり、性的マイノリティに対する差別や偏見は、都市・地方を問わず少なく、宗教的な抵抗も比較的薄いといわれる⁶⁰。

ウ 北米2カ国の現況と課題

いまや全国レベルで同性婚を承認するにいたったアメリカとカナダであるが、同性婚の問題はLGBTの権利をめぐる問題の中の一角を構成している要素に過ぎない。

例えば、医療現場においては性的マイノリティ（特に同性愛男性）への扱いの差異が依然として存在する。カナダの血液供給の非営利団体、カナダ血液事業（Canadian Blood Services）は、1977年より、一度でも男性と性的関係を持つ男性⁶¹からの献血を受付けていなかった。同様に、合衆国の政府機関、アメリカ食品医薬品局（FDA）

54 性的指向を同性愛から異性愛へと転換させることを目的とした治療行為。

55 <https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-executive-actions-banning-coverage-conversion-therapy>

56 LGBTに「Q」（Questioning：セクシュアリティのアイデンティティについて未確定で、男でもあり女でもある／男でもなく女でもないケース）を意識的に加えた表現。

57 <http://lims.dccouncil.us/Download/33671/B21-0168-Introduction.pdf>

58 主に性的マイノリティへのサービス提供や、当事者の家族、アライ（支援者）による相互交流の拠点となる施設の総称。

59 南（2015: 165）

60 角屋（2004: 135）

61 「男性と性的関係を持つ男性（those related men who have sex with men）」をMSMと呼び表し、MSMに対して独自のポリシーを設けている。（<https://www.blood.ca/en/msm> 2016年3月閲覧）

も1983年より、エイズの蔓延を防ぐ目的で同性愛男性の献血を生涯にわたって禁止してきた⁶²。両国のこれらの方針はともに、性的マイノリティ当事者らによって繰り返し問題視されてきた。しかし、近年の急速な展開を受け、カナダでは2013年に「男性と最後の性交渉をしてから5年が経過した男性は、献血適格者である」という新方針を打ち出した⁶³。また、アメリカでもつい先頃2015年12月、最後の性交渉から12ヵ月を経た場合に限って男性同性愛者の献血をおよそ30年ぶりに解禁する方針を発表した⁶⁴。しかし、FDAのこの対応には性的マイノリティの関連団体などから猛反発する声が上げられている⁶⁵。

3 海外の特徴的な取組み

以降、ここでは、海外の特徴的な取組みをいくつか紹介したい。

<高齢者支援>

デンマーク・コペンハーゲン市において、LGBT⁶⁶向けの高齢者施設を開設するほか、アメリカ・サンフランシスコにある民間団体では、高齢者のスキルに応じた雇用サポートや当事者同士の交流サポート、健康向上のためのプログラムなどを提供している。

<就労・自立支援>

アメリカ・アラバマ州では、LGBTの14歳～24歳の若者を対象（国籍不問）とした就労支援施設を開設し、AIDSに関する教育、アート鑑賞のための課外活動、健康向上のための夜間プログラムなどの教育プログラムを提供している。また、就労支援だけでなく、自己表現やリーダーシップ開発等のサービスプログラムを提供することで、彼らの生活を向上させる取組みを行っている。

62 <http://www.nbcnews.com/id/18827137> 2007年5月23日更新

63 <https://www.blood.ca/en/msm> 2016年3月閲覧

64 「男性同性愛者の献血、条件付きで解禁 米」AFPBB News日本版（2015年12月22日掲載）

65 この期に及んで条件を付けることが「HIVが男性同性愛者の疾患という偏見」を助長するという趣旨や、現在の科学技術や血液スクリーニング検査の性能に照らしても「12ヵ月経過の条件は正当化できない」という憤慨の声を上げられた。（『ゲイも献血OK』ただし条件が… 米30年ぶり解禁で賛否両論」産経ニュース（2015年12月27日掲載）

66 この項で挙げている海外の取組みでは、本稿で使用する「性的マイノリティ」という表現が使われておらず、対象を「LGBT」としていることから、この項では対象者をそのまま「LGBT」として表現する。

<普及啓発>

アメリカ・アラバマ州では、教育現場や職場における人権侵害について、刑事告発等を行っている。また、スペイン・マドリッドでは、LGBT向けの情報を掲載した観光ガイドを作成している。

<その他>

アメリカ国内には、LGBTを対象に支援サービスを提供する施設「LGBTセンター」が約160ある。アメリカ国内でも最大規模のサンフランシスコLGBTセンターでは、LGBTの若者を対象に、キャリアカウンセリング、就職説明会、食事の提供を行っている。また、全年代を対象に資産運用・賃貸契約に関する説明会などの自立支援を行うほか、施設内には医療機関も備えており、男女別に加え、トランスジェンダー向けのトイレを整備するなどの支援を行っている。

アメリカ・フロリダ州マイアミでは、LGBTのためのオリンピックである、ワールドアウトゲームズについて誘致活動を行い、2017年の招致が決定した。10日間にわたりゴルフ、バスケットボールなどのスポーツ競技や映画賞、ダンス、聖歌などの文化競技など450以上の競技が実施される予定である。

(参考) 海外における性的マイノリティ支援の取組み事例

	目標・ねらい	実施主体／ 協力機関（助成等）	対象／内容	特徴
高齢者支援				
LGBT向けの高齢者施設「Slottet」開設（デンマーク／コペンハーゲン市）	世界の第一線を誇るLGBT先進国のデンマークであるが、いまだ高齢者世代のLGBTの人々への理解は進んでいない現状がある。LGBTの高齢者世代が、アイデンティティを隠すことなく、生き生きとした時間を過ごすための場所を提供する。	コペンハーゲン市当局／ 市内の公営老人ホーム	コペンハーゲン市内の高齢者／ デンマークのコペンハーゲン市では、65歳以上になると、公営老人ホームへの入居が可能になるが、2015年に国内初のLGBT向けの高齢者ホームをNørrebro地区に開設。	LGBT向け老人ホーム。逆差別に繋がるので、LGBTでない人も入居を排除しない。
LGBT高齢者向けのサービス提供（アメリカ／サンフランシスコ）	LGBT当事者が抱える問題の内、高齢化に関連する問題がいくつかあり、それらに対処するために作られた組織である。 全米のすべての地域でLGBT高齢者に対するより深い理解促進と、当事者に対する支援をすることで、LGBT高齢者のQOLを向上させる。	Sage（セイジ）／ 連邦政府・州議会等	全米のLGBT高齢者（全国29箇所の拠点を整備）／ 本部はワシントンD.C.Sage（Services & Advocacy for GLBT Elders）はLGBT高齢者の生活向上を目的に設立された、アメリカで最古であり、最大の組織。アフィリエイトプログラム、SAGENetを通じてLGBT高齢者にサービスやプログラム（スキルに応じた雇用サポート、当事者同士の交流サポート、健康向上のためのプログラム）を提供している。	LGBT当事者だけではなく、高齢者施設職員に対しても、ケア・ニーズ把握のための訓練プログラムが設けられている。
就労・自立支援				
LGBT向けの職業訓練、就労斡旋（アメリカ／アラバマ州、フェニックス）	すべてのLGBTの青年および若年成人が積極的に地域社会で活躍するために支援を行う。 就労支援だけでなく、自己表現、リーダーシップ開発等のサービスプログラムを提供することで、彼らの生活を向上させる。	One-n-ten／ アラバマ州の助成金、フェニックス市の住宅プログラム援助金のほか、複数の企業・団体（インテル社、エコー社等）からの寄付により運営	14歳～24歳の若者（国籍問わない）／ 1992年に設立されたLGBTの若者向け就労支援施設。施設内で学べば高校卒業の資格取得が可能であり（通信制高校のサテライトとして機能）、各種教育プログラム（AIDSに関する教育、アート鑑賞のための課外活動、健康向上のための夜間プログラム、コーヒーを飲みながらのディスカッション等）も提供している。トランスジェンダー向けのしぐさの練習や、面接試験での適切な行動、名前変更サービスも実施。 団体名は10人に1人居ると言われているLGBTの割合から。	30人在籍するボランティアメンバーが各週に1回以上参加し、夏のキャンプなどの運営も行っている。
普及啓発				
人権に関する啓蒙活動及び人権侵害の対応（アメリカ／アラバマ州）	元々は、KKKなどの白人至上主義に対抗するために誕生した、反差別組織。そのため、差別が根強かったアメリカ南部で設立。現在では、LGBTも含むあらゆる差別が対象。	Southern Poverty Law Center (SPLC)／ 教育・医療に関する様々な機関	・全米の教育現場・企業、LGBT差別グループ／ Southern Poverty Law Center (SPLC) は、平等権を守るための支援活動をする団体。あらゆる差別に対する抗議運動と啓蒙活動を行っている。 LGBTに関しては、教育現場や職場でのLGBT人権侵害について、警告を発したり、刑事告発をする活動を行う。LGBT差別グループの活動を監視し、公開している。	雇用や宿泊施設・住宅契約に関して、特に差別が解消されていない、アメリカ南部において、裁判所などへの働きかけなど、積極的な活動をしている。
LGBT旅行者向けの観光ガイド（スペイン／マドリード自治州、マドリード市）	スペインでは2005年に同性婚が認められ、逆差別に積極的なことから、マドリードがユーロ・プライド2017の開催地に選ばれた。それに向けて、観光協会ではタイムアウト社に協力し、LGBT向けに観光案内を作成。	Time Out Madrid／ Madrid Destino Cultura Turismo y Negocio S.A.（マドリード市観光局）	LGBT旅行者／ ヨーロッパでも有数の観光都市であるマドリードでは、1968年にロンドンで創刊されたシティガイド「TimeOut」のマドリード社と共同で、LGBT向けの情報を掲載した観光ガイドを作成。	各地域のTimeOut社でも、LGBT向けの情報を発信。東京版もある。
その他				
LGBTセンターにおけるLGBTの若者等を対象とした支援（アメリカ／サンフランシスコ）	LGBTへの差別などは未だに根強く、当事者が社会的に孤立し、貧困を抱えることがある。 そういった当事者に対し、様々な支援をすることで、自立を促す。 また、センター内ではLGBT同士が支えあうことで、支援の輪を広げている。	サンフランシスコLGBTセンター／ 差別、同性愛、公民権に関する問題を取扱う、地域の70以上の市民団体	40歳までのLGBTの若者／ 2002年に設立されたサンフランシスコLGBTセンターでは、LGBTの若者を対象に、キャリアカウンセリング、就職説明会、食事の提供。また、全年代を対象に資産運用・賃貸契約に関する説明会などの自立支援を行う他、施設内には医療機関も備えており、男女別に加え、トランスジェンダー向けのトイレを整備している。また、LGBTを題材にした映画の上映会も実施。	センターの理念として、LGBTだけでなく、貧困層や高齢者など、多くのマイノリティを支援の対象にしている。

4 海外の性的マイノリティをめぐる動向からの考察

性的マイノリティに関する法的問題は、①同性愛の非処罰化（ソドミー法の撤廃）の問題⁶⁷、②性別適合手術後の法的性別の承認の問題、そして③同性愛者の家族関係の維持・形成の問題、に大別できる⁶⁸。①の問題は、今日までに全ヨーロッパと北米で同性愛（合意による同性愛者間行為）の合法化が成し遂げられていることから、これら性的マイノリティをめぐる先進地域ではすでに克服されている。②についても、むしろ要件を緩和する国がほとんどで⁶⁹、あるいは前述したデンマークのように何ら要件を課さないケースすらある。

③については、同性婚（あるいは登録パートナーシップ）と養子縁組の問題として読み替えることが可能だろう。同性婚は原則的に、通常の結婚と同等の権利保障が立法化されている点の特徴である。他方、同性婚を導入する前段階として、あるいは同性婚に代替する社会制度として位置づけられる登録パートナーシップ制度⁷⁰は、法律の制定を前提とし、男女間の婚姻とは異なる関係として、同性カップルへの法的保障を一定の範囲で実現するための制度である⁷¹。64ページの図表に示したように、同性婚に比べ、社会保障、税法上の優遇措置、養子縁組等の点で権利が制限されるケースがしばしば見受けられる⁷²。

性的マイノリティをめぐる多くの先進国を抱え、同性婚を法制化し、あるいは登録パートナーシップ制度を整備する国が多いヨーロッパ及び北米の事例を概観すると、EUと各加盟国家、連邦国家と各州の間で相互連関的に進められていく施策の仕組み、各国・各州が個別に立法手続きを進める取組みの事例は大いに参照することが可能だろう。

67 1981年に欧州人権裁判所が、同性間の性行為等を処罰の対象とするソドミー法が欧州人権条約に違反すると判断したことが、ヨーロッパにおいて性的マイノリティの人権問題が社会に認識される端緒となった。（南 2015: 155-156）

68 則武（2012: 1402）

69 ホルモン療法や手術を必須要件から外す、イギリス（2004年立法）、オーストリア（2009年司法判断）、ドイツ（2011年司法判断）、ポルトガル（2011年立法）、アイスランド（2012年立法）、スウェーデン（2013年司法判断）、オランダ（2013年立法）、デンマーク（2014年立法）の事例と並び、婚姻解消を求めないとするオーストリア（2006年司法判断）、ドイツ（2007年司法判断）の事例が挙げられる。（『セクシュアル・マイノリティ白書2015』: 15）

70 シビル・ユニオン法、あるいは（アメリカを中心に）ドメスティック・パートナー法とも呼ばれる。

71 南（2015: 164）

72 1989年10月に、デンマークで導入された世界初の登録パートナーシップ制度でも、最初からすべてが平等ではなく、例えば養子縁組や教会での挙式などは認められていなかった。その他、2001年4月に世界で初めて（関連する法律から男性と女性を区別するような記述をすべて削除する形で）同性婚が導入されたオランダでも、国外から養子をとること、同性パートナーの子どもに対する親権付与などについての制限が設けられていた。（角屋 2004: 128-131）

＜主要参考文献＞

- NHK「ハートをつなごう」制作班（2010）『LGBTBOOK』太田出版
- 角屋学（2004） 「第四章 世界の同性パートナー制度—同性愛者の権利は、世界的な議論へ発展」赤杉ほか/編著『同性パートナー—同性婚・DP法を知るために』社会批評社
- 金井景子・薬師実芳・杉山文野（2015）『LGBT問題と教育現場—いま、わたしたちにできること—』学文社
- 谷口洋幸（2014） 「同性婚・パートナーシップ法の可能性—オランダの経験から学ぶ」『法律時報』2014年11月号、日本評論社
- 谷口洋幸・齊藤笑美子・大島梨沙（2011）『性的マイノリティ判例解説』信山社
- 永易至文（2012） 『にじ色ライフプランニング入門—ゲイのFPが語る〈暮らし・お金・老後〉』太郎次郎社エディタス
- 永易至文（2015） 『ふたりで安心して最後まで暮らすための本 同性パートナーとのライフプランの法的書面』太郎次郎社エディタス
- 日本経済新聞社（2015） 「虹色ダイバーシティ・村木真紀代表に聞く 自治体のLGBT住民対応まず課題の洗い出しから」『日経グローバル』No.274
- 則武立樹（2012） 「欧州人権裁判所における性的マイノリティ事例の現状と課題—同性愛者の家族関係の維持・形成の問題を中心に—」『阪大法学』第61巻第6号、大阪大学大学院法学研究科
- 南和行（2015） 『同性婚—私たち弁護士夫婦です』祥伝社
- 薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己（2014）『LGBTってなんだろう？—からだの性・こころの性・好きになる性』合同出版
- 柳沢正和・村木真紀・後藤純一（2015）『職場のLGBT読本』実務教育出版
- 渡邊泰彦（2013） 「ヨーロッパ人権条約における同性婚と登録パートナーシップ—ヨーロッパ人権裁判所シャルクとコプフ対オーストリア事件とその後のオーストリア憲法裁判所判例より—」『産大法学』第47巻01号、京都産業大学法学会
- Kees Waaldijk（2000） “Civil Developments: Patterns of Reform in the Legal Position of Same-Sex Partners in Europe,” *Revue Canadienne de Droit Familial*, 17